

# 琴平町障がい者福祉計画

第5期障がい者福祉計画及び  
第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

琴平町



# 目次

第1部 序論	1
第1章 はじめに	3
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	3
3. 国の基本計画について	5
4. 国の基本指針について	7
5. 計画の位置付け	8
6. 計画の期間	9
7. 障がいのある人の定義	10
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	11
1. 障がい者手帳所持者数の推移	11
2. 身体障害者手帳所持者の状況	12
3. 療育手帳所持者の状況	13
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
5. サービス利用者の状況	15
6. 住民アンケート調査結果	17
7. 事業所アンケート調査結果	30
8. 町内と近隣の福祉サービス事業所等の立地	33
第2部 第5期障がい者福祉計画	35
1. 基本理念	37
2. 基本目標	38
3. 施策体系	39
4. 施策の展開	40
基本目標1. いきいきと活動できるまち	40
1-1 就労の促進	40
1-2 多様な社会参加の促進	41
基本目標2. 多職種協働で支えるまち	43
2-1 保健・医療の充実	43
2-2 保育・特別支援教育の充実	45
2-3 福祉サービスの充実	46
基本目標3. 思いやり、尊重しあうまち	47
3-1 啓発・教育の推進	47
3-2 権利擁護の推進	48
3-3 安心なまちづくりの推進	49
第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	51
第1章 基本指針による成果目標	53

1. 成果目標について .....	53
2. 成果目標に対する目標値 .....	55
第2章 基本指針による活動指標 .....	60
1. 訪問系サービス .....	60
2. 日中活動系サービス .....	62
3. 居住系サービス .....	65
4. 相談支援 .....	66
5. 発達障がい者等に対する支援 .....	67
6. 精神障がいに対する支援体制 .....	69
7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み .....	72
8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み .....	75
第3章 地域生活支援事業について .....	77
第4章 障がい児福祉サービスの見込みと確保策 .....	85
1. 障がい児通所支援 .....	85
2. 障がい児相談支援 .....	87
第5章 計画の推進のために .....	88
1. 計画の推進体制 .....	88
2. 計画の評価・検証 .....	88
資料編 .....	89
1. 琴平町障がい者福祉計画策定委員会設置規程 .....	89
2. 琴平町障がい者福祉計画策定委員会委員名簿 .....	91
3. 琴平町障がい者福祉計画策定の経緯 .....	92

# 第1部 序論



# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景・趣旨

国において平成23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止(社会的障壁の除去)等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

本町では、令和3(2021)年3月に「琴平町障がい者福祉計画(令和3年改定版)」において第4期障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定し、様々な障がい者施策を展開してきました。

近年、障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況が変化していることから、国の新たな動きを踏まえ、令和6(2024)年度を始期とする「琴平町障がい者福祉計画(第5期障がい者福祉計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)」を策定します。

## 2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

我が国においては、平成18(2006)年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成25(2013)年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

さらに、平成24(2012)年10月には「障害者虐待防止法」、平成28(2016)年4月には「障害者差別解消法」、同年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成28(2016)年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30(2018)年度からは「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がいのある人の地域生

活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「読書バリアフリー法」施行、令和2（2020）年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4（2022）年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

### 《障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（4月1日） バリアフリー法の施行（12月20日）
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者虐待防止法の施行（10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約の発効（2月19日）
平成27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（1月1日）
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 成年後見制度利用促進法の施行（5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6月13日）
令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和6（2024）年	改正障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）

### 3. 国の基本計画について

#### (1) 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：2023～2027年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置づけています。本町においても国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に向けた取組に努めることとします。

#### 障害者基本計画（第5次）の概要

##### 《基本理念》

障害の有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

##### 《各分野に共通する横断的視点》

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

##### 《施策の円滑な推進》

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

##### 《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

## (2) 障害者基本計画（第5次）で追加・充実された項目や視点（概要）

### ■障害者基本計画(第5次)について基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

### ■各分野における障害者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障害等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障害児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障害者の文化芸術活動に対する支援、障害者の優れた芸術作品の展示棟等の推進
- ◎地方公共団体における障害者よる文化芸術活動に関する計画策定の促進

## 4. 国の基本指針について

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、令和5（2023）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

### 「基本指針」の主な概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

## 5. 計画の位置付け

### ○ 琴平町障がい者福祉計画

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がいのある人への支援や施策全般の理念、基本的な方針等を定める計画です。

#### 【記載すべき事項】

- ①医療、介護等 ②教育 ③療育 ④職業相談等 ⑤雇用の促進等 ⑥住宅の確保
- ⑦公共施設のバリアフリー化 ⑧情報の利用におけるバリアフリー化等 ⑨相談等
- ⑩経済的負担の軽減 ⑪文化的な活動の整備等 ⑫防災及び防犯
- ⑬消費者としての障害者の保護 ⑭選挙等における配慮

### ○ 琴平町障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

#### 【記載すべき事項】

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

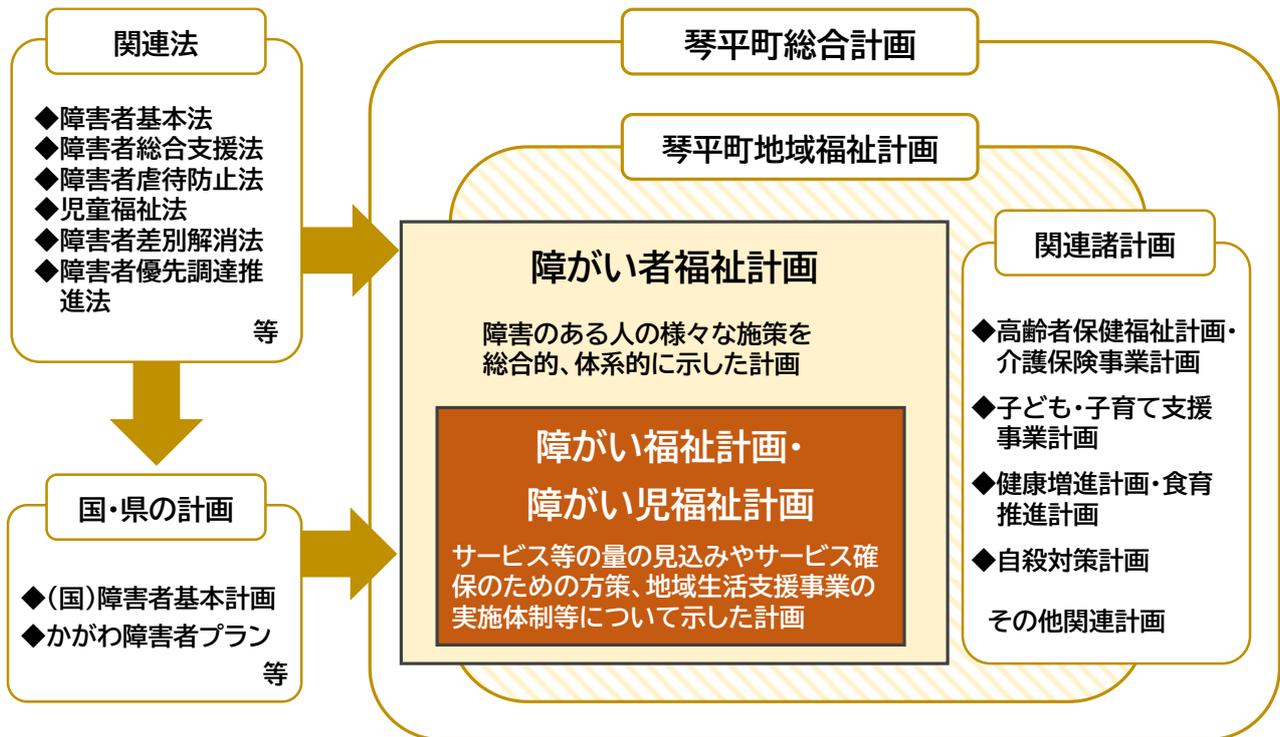
### ○ 琴平町障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的とする計画です。

#### 【記載すべき事項】

- ①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

◆計画の位置づけ◆



## 6. 計画の期間

計画期間は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の2計画は、法令に基づき、令和6年度～令和8年度までの3年間となります。

障害者基本法に基づく障がい者福祉計画は、町における他の関連する計画との整合を図り、長期的な障害者施策の方向を見据える必要があることから、令和6年度～令和11年度までの6年間とし、必要に応じ、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定時に見直しを検討します。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
和暦	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
	第4期障がい者福祉計画			第5期障がい者福祉計画					
	第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画								
				第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画					
							第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画		

## 7. 障がいのある人の定義

本計画では、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を「障がいのある人」と定義します。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者です。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障がい福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

※ 本計画においては、法律に基づく用語については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記することに努めました。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1. 障がい者手帳所持者数の推移

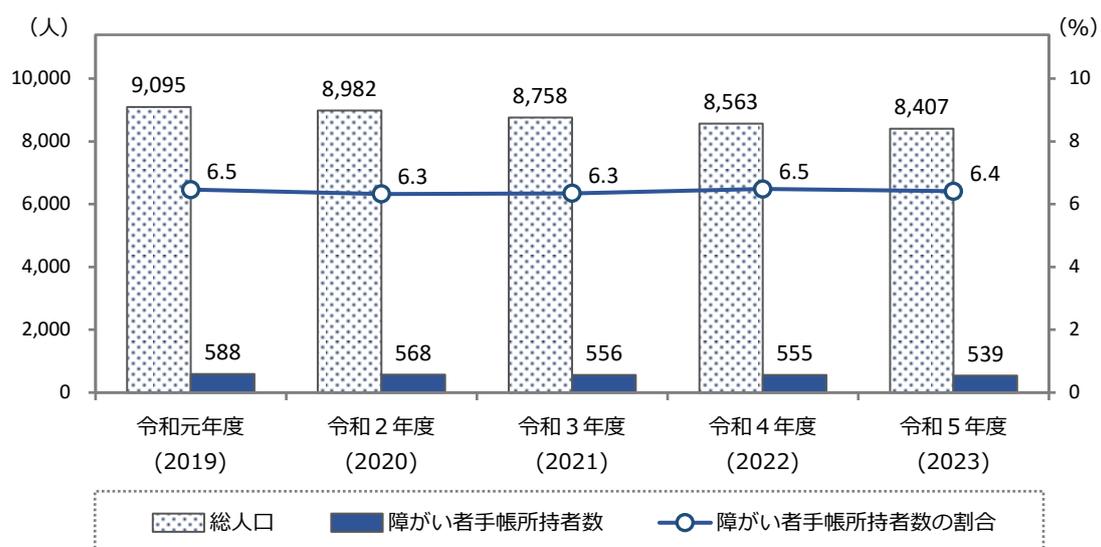
令和5年4月1日現在、障がい者手帳所持者数は、539人となっており、総人口（令和5年4月1日時点）の6.6%となっています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者が371人、療育手帳所持者が86人、精神障害者保健福祉手帳所持者が82人となっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	人	9,095	8,982	8,758	8,563	8,407
身体障害者手帳	人	449	422	404	399	371
	割合	4.9%	4.7%	4.6%	4.7%	4.4%
療育手帳	人	79	82	85	86	86
	割合	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
精神障害者保健福祉手帳	人	60	64	67	70	82
	割合	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%
3障がい合計	人	588	568	556	555	539
	割合	6.5%	6.3%	6.3%	6.5%	6.4%

資料：琴平町（各年度4月1日現在）

#### ◆総人口と障がい者手帳所持者数の推移◆

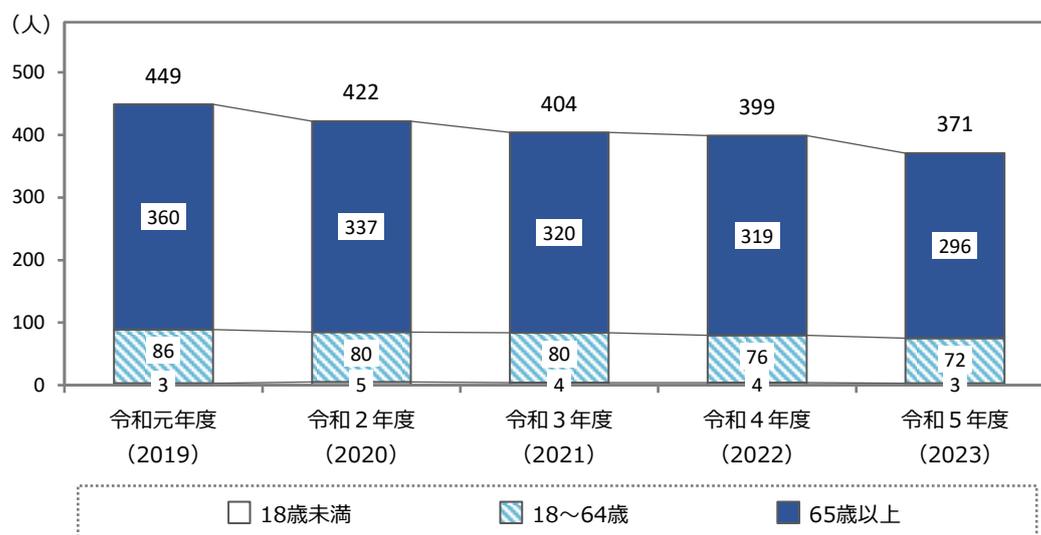


資料：琴平町（各年度4月1日現在）

## 2. 身体障害者手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者は「65歳以上」が296人（79.8%）と最も多く、次いで、「18～64歳」が72人（19.4%）、「18歳未満」が3人（0.8%）となっています。

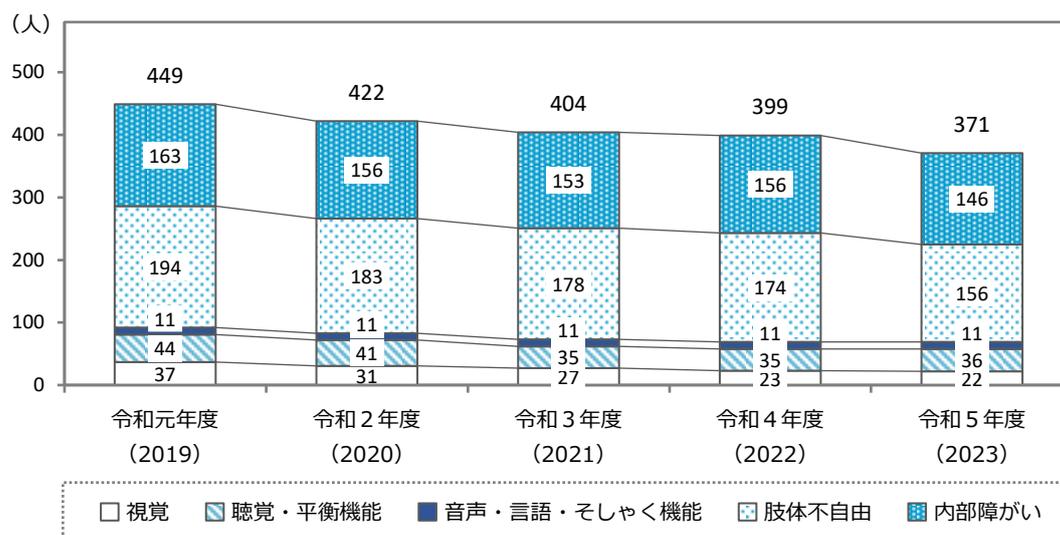
◆年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移◆



資料：琴平町（各年度4月1日現在）

部位別では、令和5年4月1日現在、「肢体不自由」が156人（42.0%）と最も高く、次いで、「内部障がい」が146人（39.4%）、「聴覚・平衡機能」が36人（9.7%）となっています。

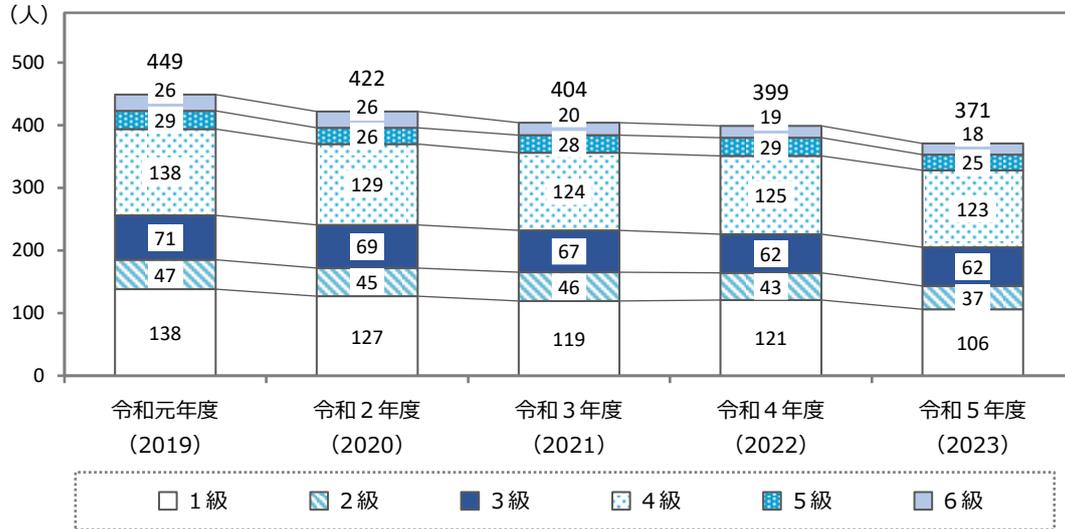
◆部位別身体障害者手帳所持者の推移◆



資料：琴平町（各年度4月1日現在）

等級別では、令和5年4月1日現在、「4級」が123人（33.2%）と最も高く、次いで、「1級」が106人（28.6%）、「3級」が62人（16.7%）となっています。

◆等級別身体障害者手帳所持者の推移◆

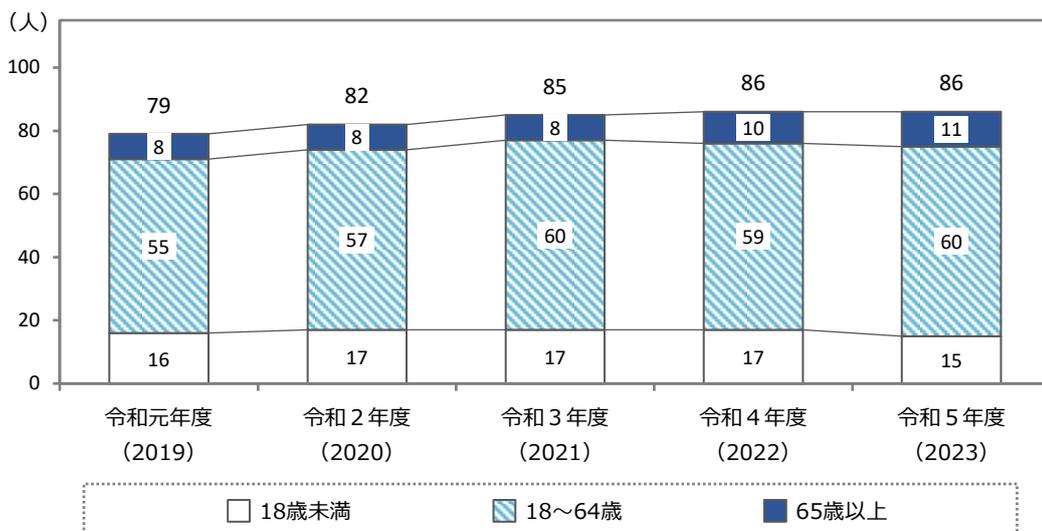


資料：琴平町（各年度4月1日現在）

### 3. 療育手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在、療育手帳所持者は「18～64歳」が60人（69.8%）と最も多く、次いで、「18歳未満」が15人（17.4%）、「65歳以上」が11人（12.8%）となっています。

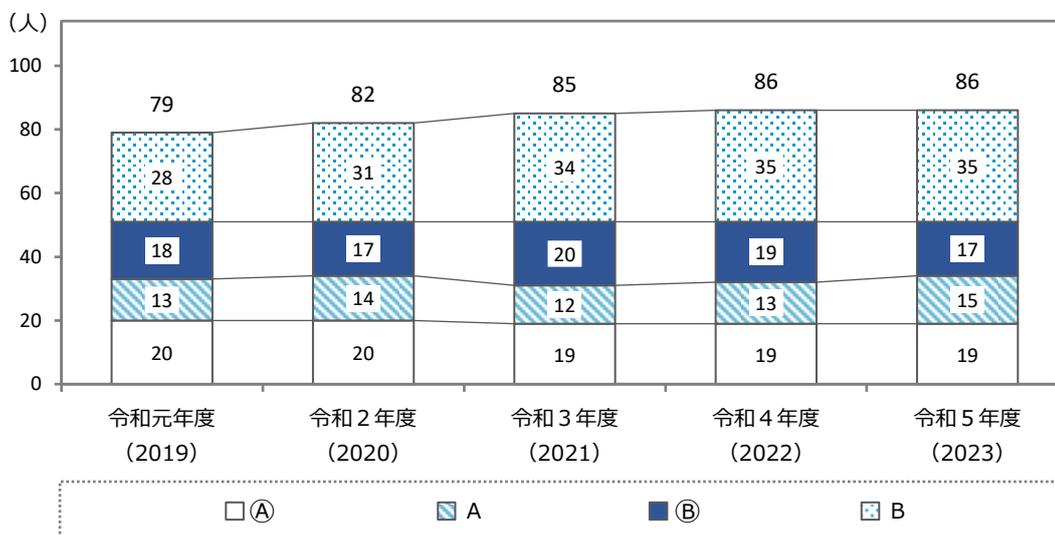
◆年齢階層別療育手帳所持者の推移◆



資料：琴平町（各年度4月1日現在）

等級別では、令和5年4月1日現在、「B」が35人(40.7%)と最も高く、次いで、「A」が19人(22.1%)、「㊸」が17人(19.8%)となっています。

◆等級別療育手帳所持者の推移◆

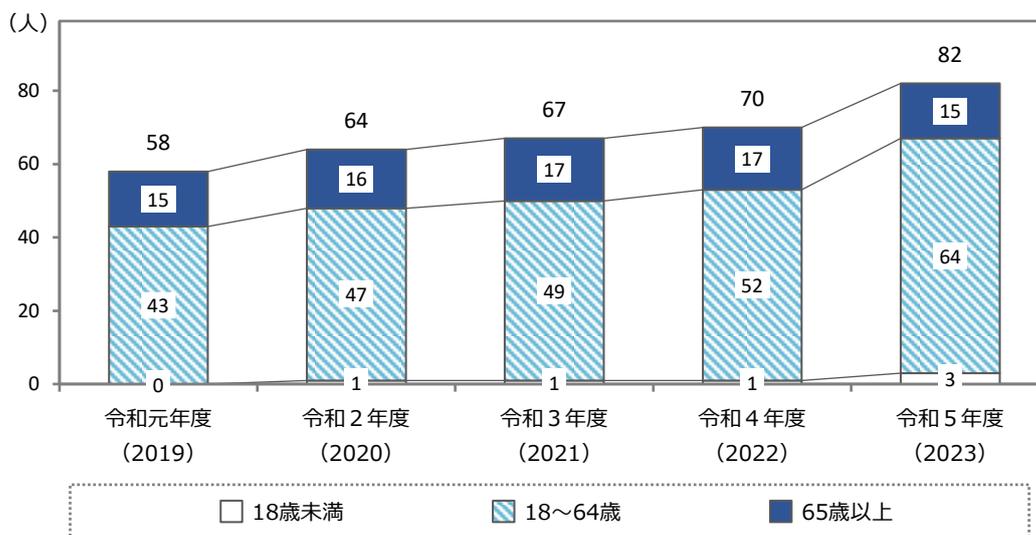


資料：琴平町（各年度4月1日現在）

## 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は「18～64歳」が64人(78.0%)と最も多く、次いで、「65歳以上」が15人(18.3%)、「18歳未満」が3人(3.7%)となっています。

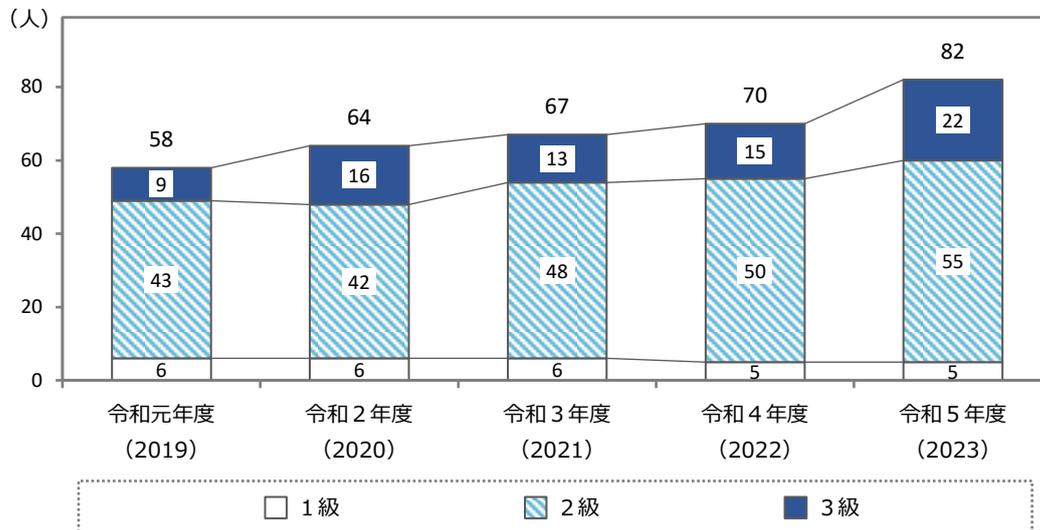
◆年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◆



資料：琴平町（各年度4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別で見ると、令和5年4月1日現在、「2級」が55人(67.1%)と最も高く、次いで、「3級」が22人(26.8%)、「1級」が5人(6.1%)となっています。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◆



資料：琴平町（各年度4月1日現在）

## 5. サービス利用者の状況

### (1) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっています。令和5（2023）年4月1日現在の認定者実績は64人です。

障害支援区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
低い ↑ 支援の必要度 ↓ 高い	1	人	1	1	1	1	1
	2	人	11	11	16	16	16
	3	人	11	12	13	16	19
	4	人	8	8	6	5	5
	5	人	11	12	12	13	14
	6	人	17	19	16	17	18
合計	人	59	63	64	68	73	78

各年度4月1日現在

## (2) 障がい福祉サービス支給決定者

障がい福祉サービス支給決定者数は令和5（2023）年4月1日現在83人です。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	77	84	83	85	87	90

各年度4月1日現在

## (3) 地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業支給決定者数は令和5（2023）年4月1日現在47人です。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	48	49	47	46	45	44

各年度4月1日現在

## 6. 住民アンケート調査結果

本計画を策定するにあたり、障がい福祉サービスの利用実態や障がいに関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。

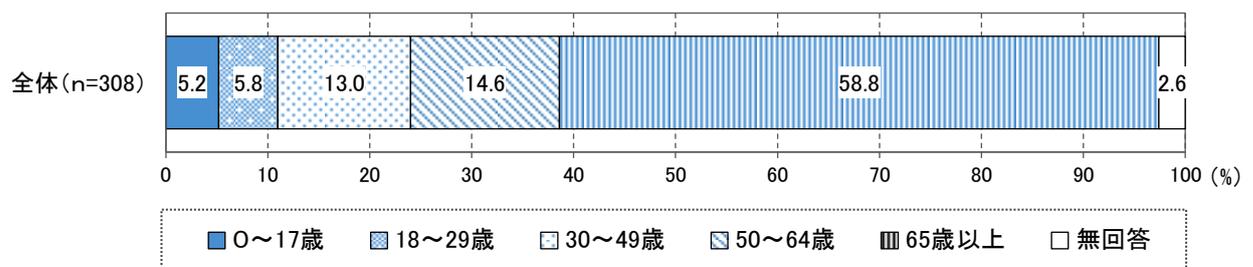
◆調査期間：令和5年8月29日～9月12日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	568票	308票	54.2%

### (1) 年齢・家族構成など

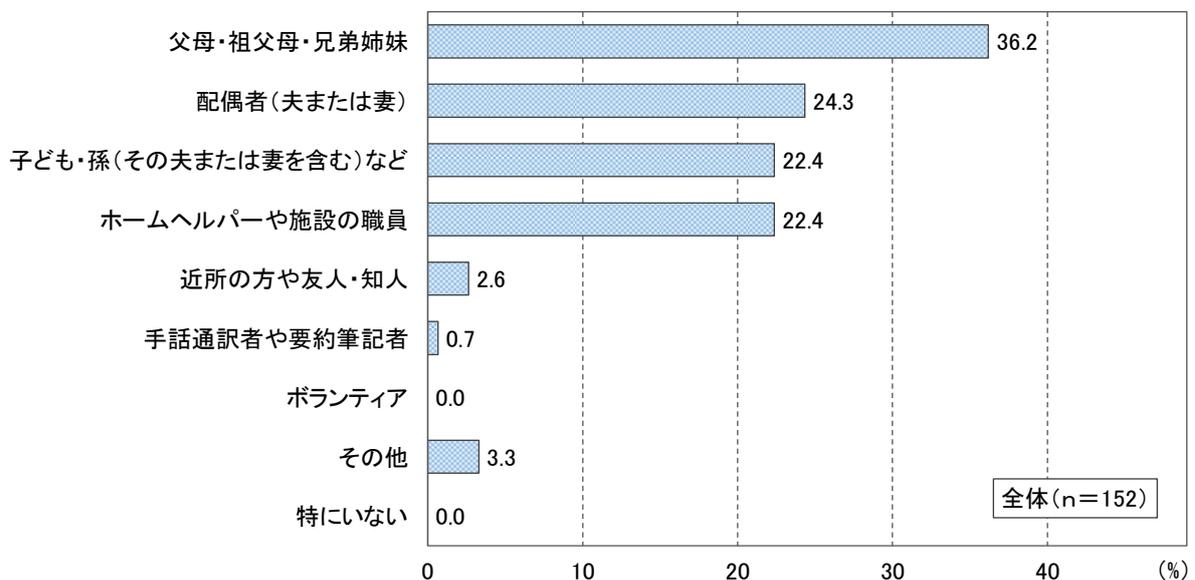
#### ① 年齢

年齢は、「65歳以上」が58.8%と最も高く、次いで、「50～64歳」(14.6%)、「30～49歳」(13.0%)の順となっています。



#### ② 介助者

介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が36.2%と最も高く、次いで、「配偶者(夫または妻)」(24.3%)、「子ども・孫(その夫または妻を含む)など」・「ホームヘルパーや施設の職員」(22.4%で同率)の順となっています。

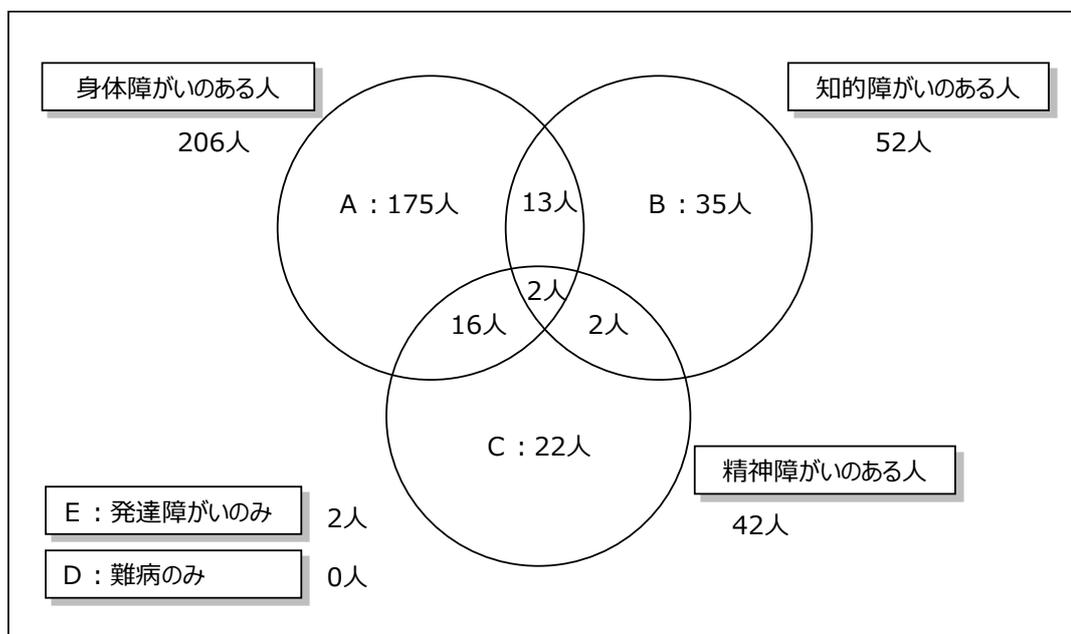


## (2) 障がいの状況について

### ① 調査対象者のプロフィール

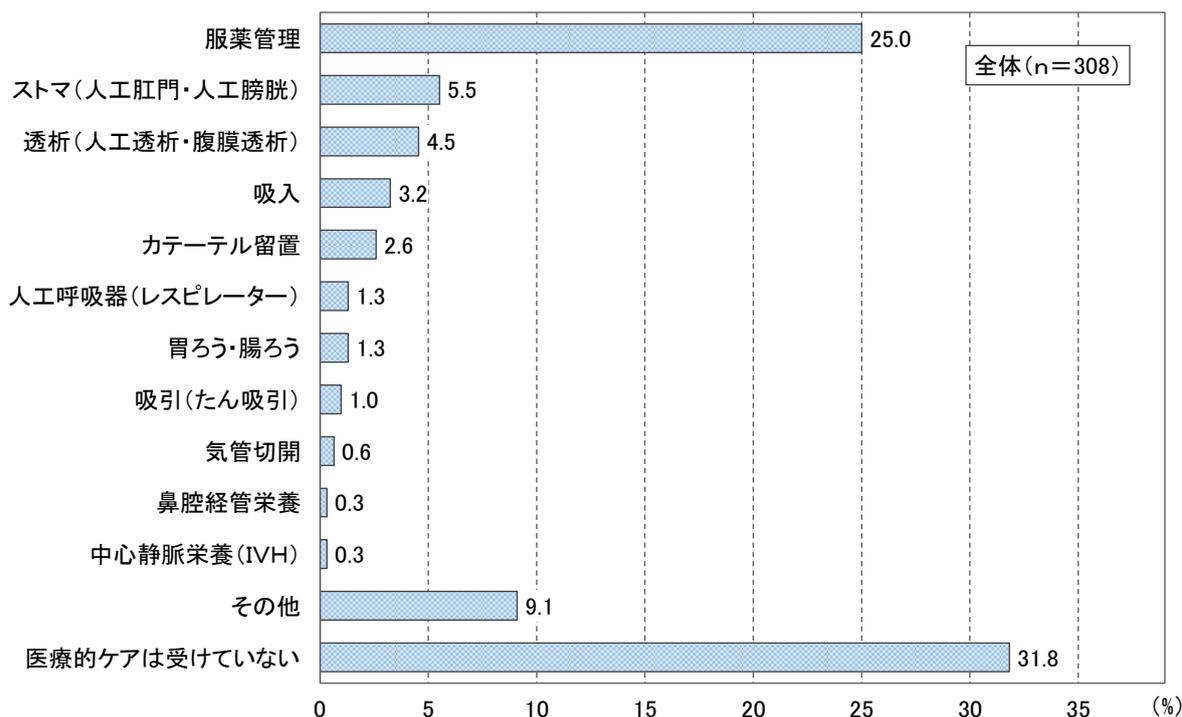
308人のうち、身体障がいのある人が206人、知的障がいのある人が52人、精神障がいのある人が42人、また、重複障がいのある人が33人となっています。

また、難病のみは0人、発達障がいのみは2人となっています。



### ② 現在受けている医療的ケア

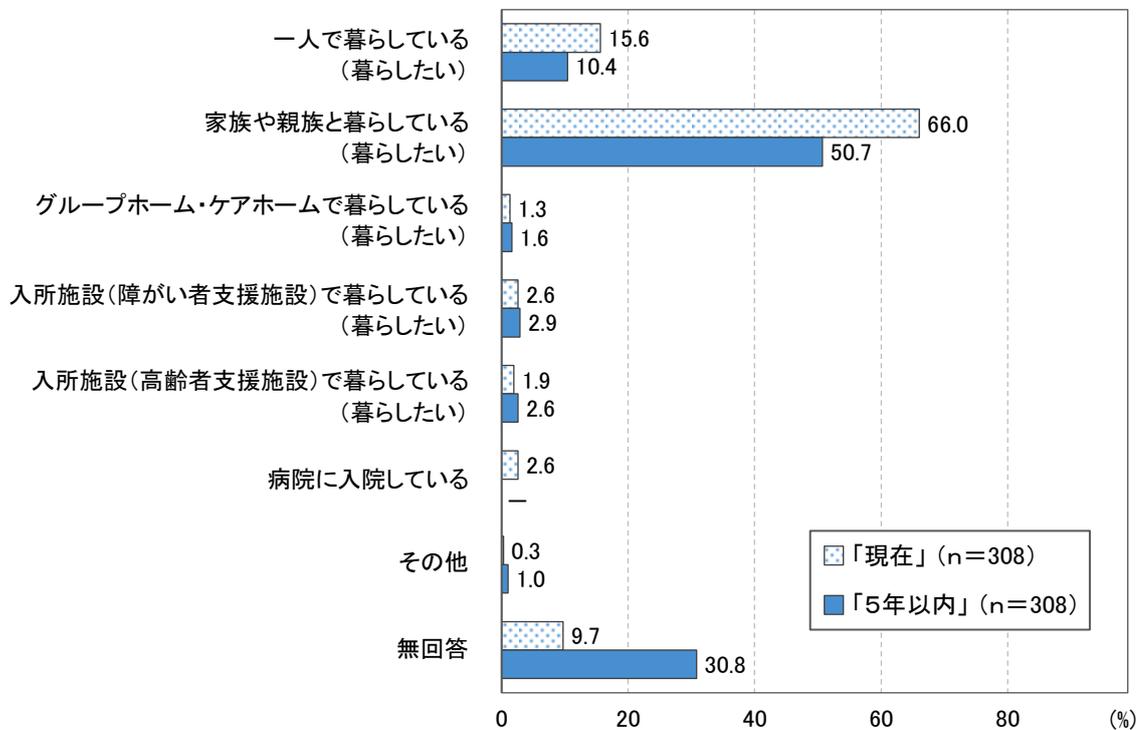
現在受けている具体的な医療的ケアは、「服薬管理」が25.0%と最も高く、次いで、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」（5.5%）、「透析（人工透析・腹膜透析）」（4.5%）の順となっています。



### (3) 住まいや暮らしについて

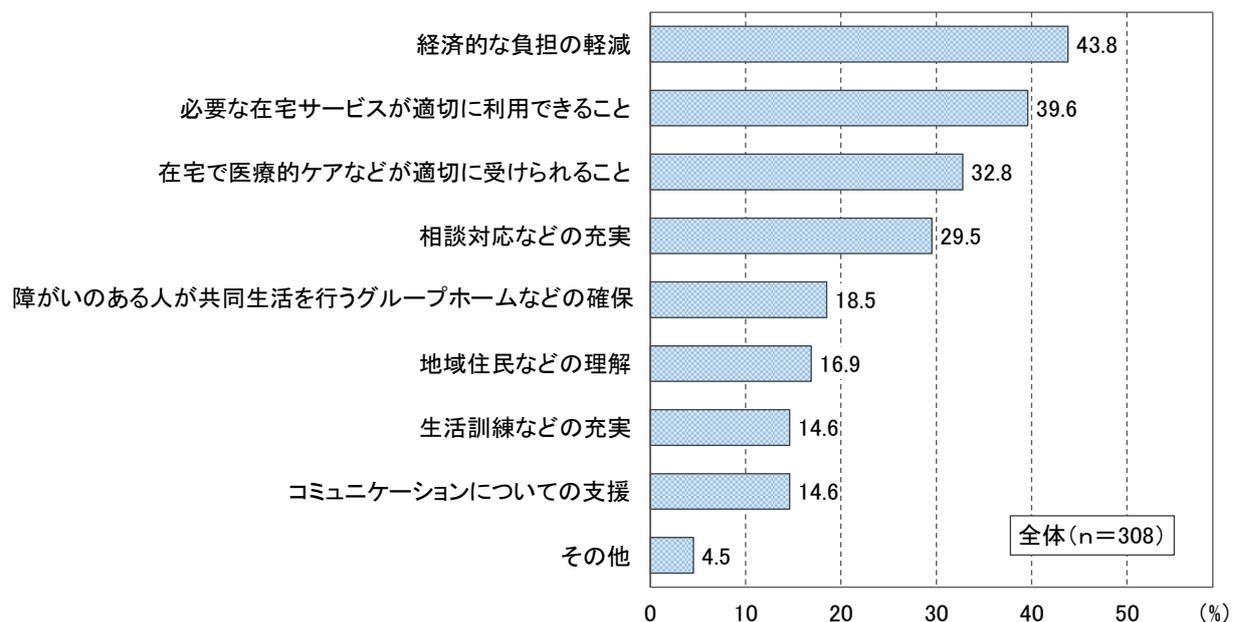
#### ① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が最も高くなっています。



#### ② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が43.8%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(39.6%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」(32.8%)の順となっています。



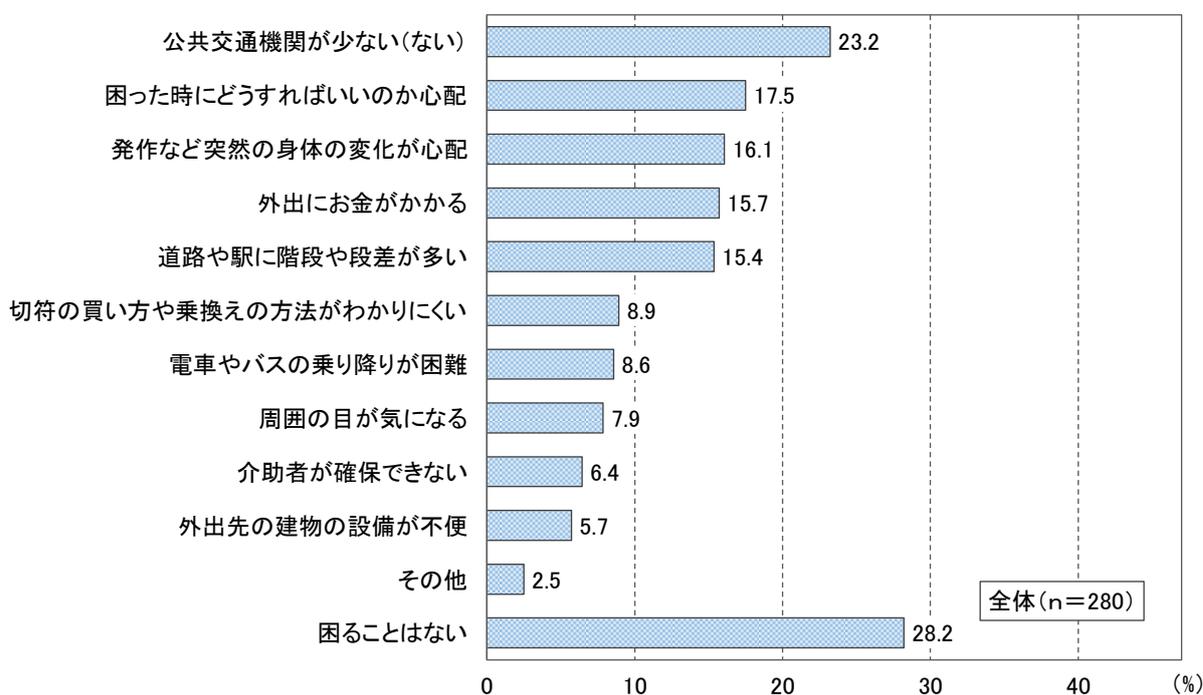
## ◆調査結果から見える「住まいや暮らし」に関するポイント

- ・暮らしの場所について、現在はひとり暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内という先のことになると無回答の割合が高まっており、先のことについて想定しきれない方の割合が高まっています。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的支援、在宅サービスの充実、在宅での医療的ケア体制の充実等が挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

### (4) 日中活動や就労について

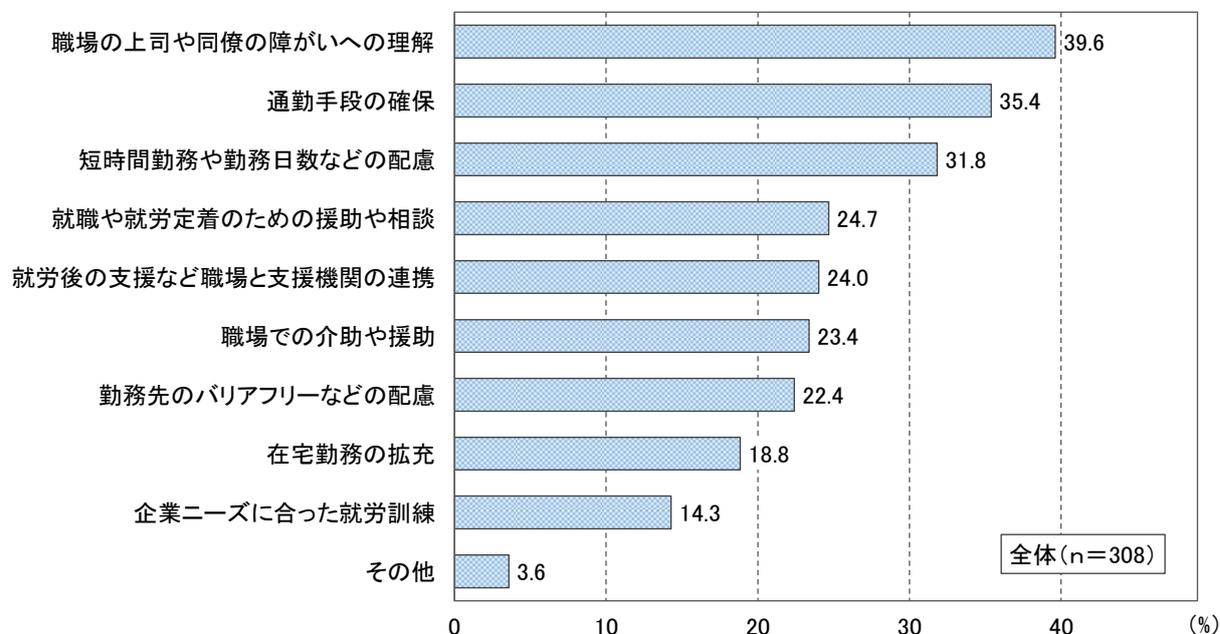
#### ① 外出したとき困ること

「困ることはない」が28.2%と最も高くなっていますが、外出時に困る具体的なことを見ると、「公共交通機関が少ない(ない)」が23.2%と最も高く、次いで、「困った時にどうすればいいのか心配」(17.5%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(16.1%)の順となっています。



## ② 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が39.6%と最も高く、次いで、「通勤手段の確保」(35.4%)、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(31.8%)の順となっています。



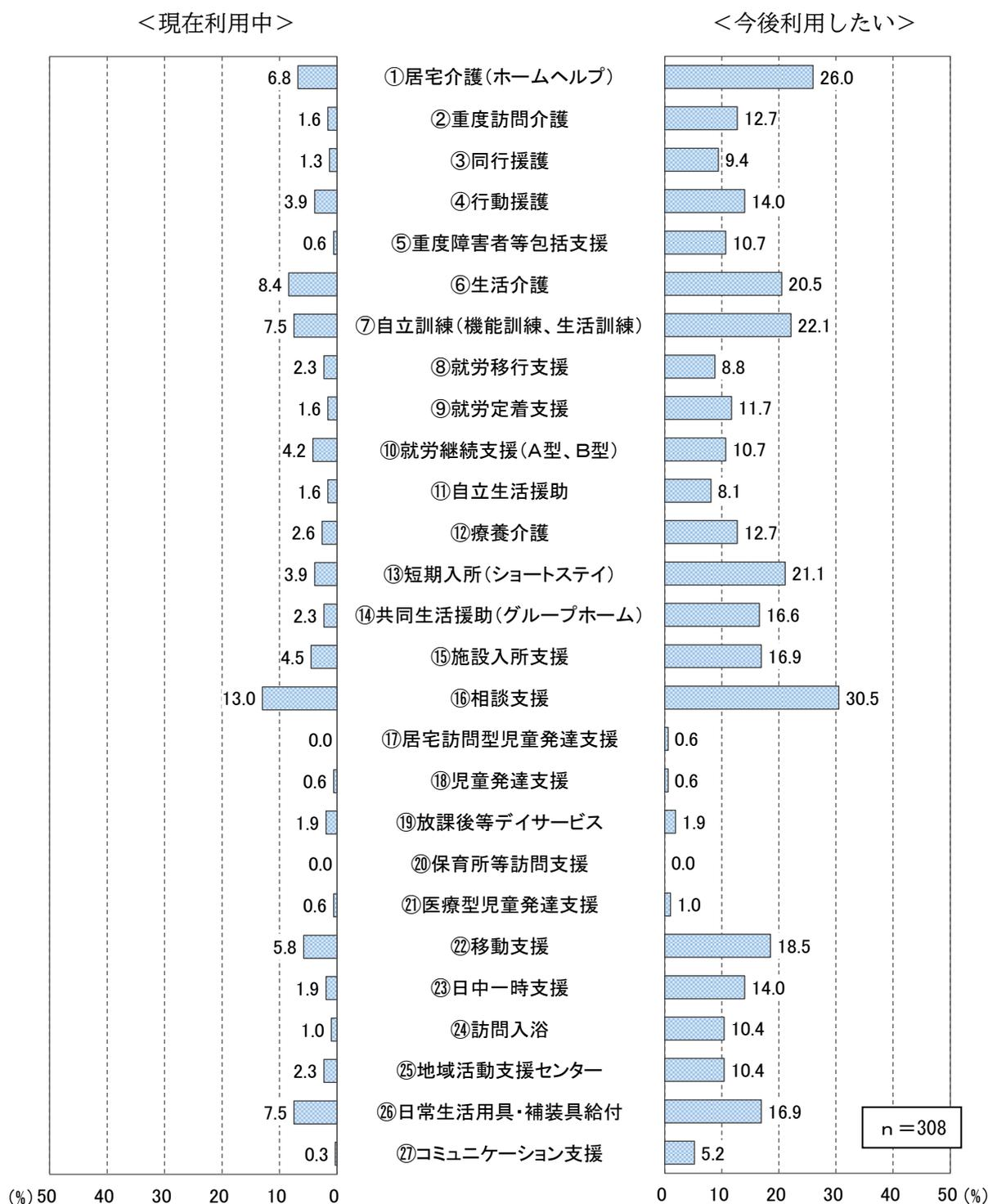
## ◆調査結果から見える「日中活動や就労」に関するポイント

- ・外出したとき困ることについて、公共機関が少ないことや困った時や突然の身体の変化への対応が上位にきています。障がいのある人が地域の中で生活するため、公共交通の維持や、周囲の方が障がいや障がい者に対して理解し必要に応じて手助けできる環境の醸成に取り組んでいく必要があります。
- ・就労支援として必要なことについて、職場の理解、通勤手段の確保、勤務への配慮等の割合が高くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進め、障がいのある人も個性を生かした就労ができるように努める必要があります。

## (5) 障がい福祉サービス等の利用について

現在利用中の障がい福祉サービスについては、「⑩相談支援」が13.0%と最も高く、次いで、「⑥生活介護」(8.4%)、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」・「⑳日常生活用具・補装具給付」(7.5%で同率)の順となっています。

また、今後利用したい障がい福祉サービスについては、「⑩相談支援」が30.5%と最も高く、次いで、「①居宅介護(ホームヘルプ)」(26.0%)、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(22.1%)の順となっています。



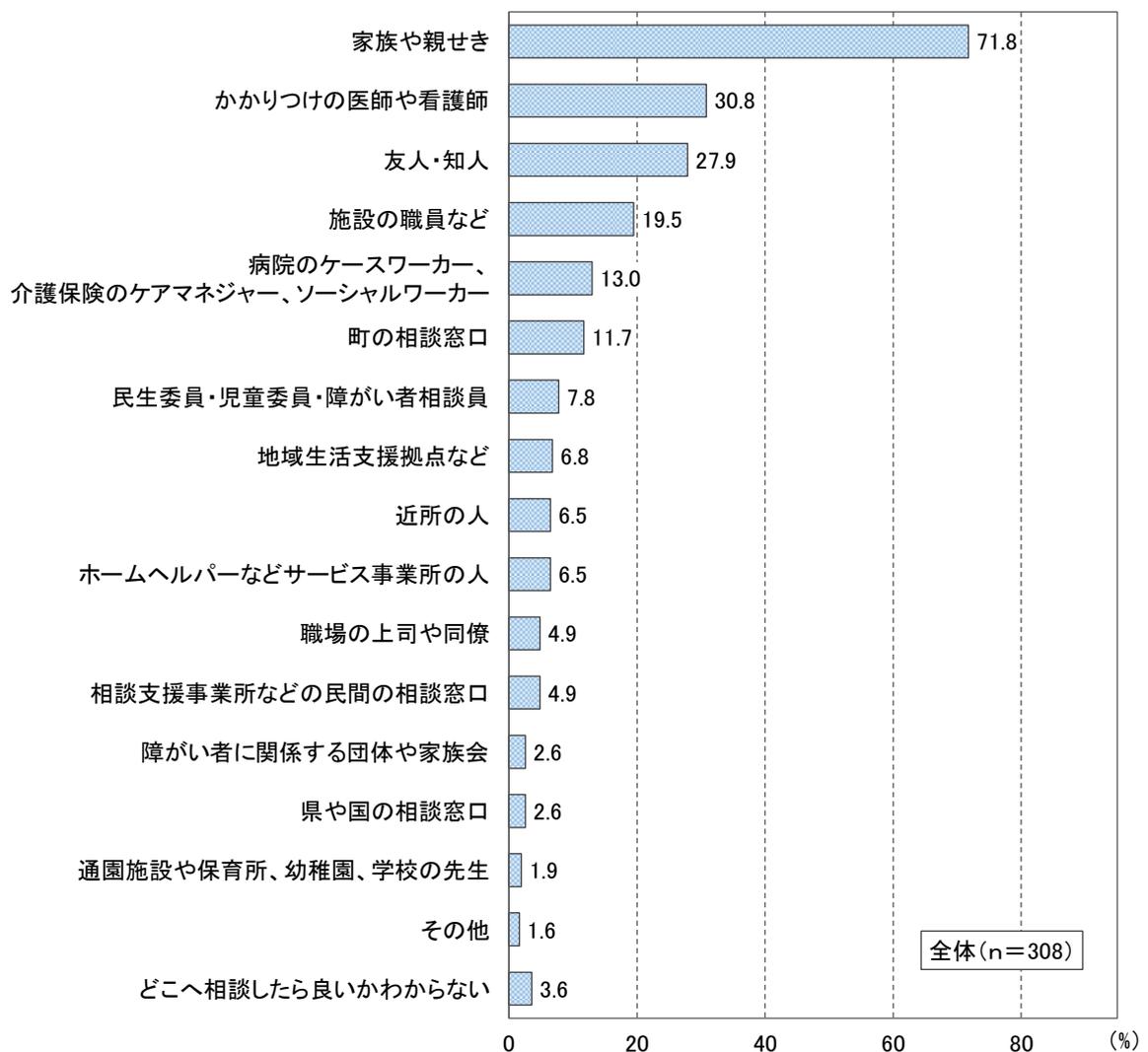
## ◆調査結果から見える「障がい福祉サービス等の利用」に関するポイント

・現状のサービスの利用状況は高いとは言えない状況ですが、今後利用したいサービスの結果から、各サービスへの利用ニーズはかなり見受けられます。障がいのある人が必要となときに必要なサービスを利用できるよう、サービス基盤の充実が求められます。

## (6) 相談相手や情報の入手について

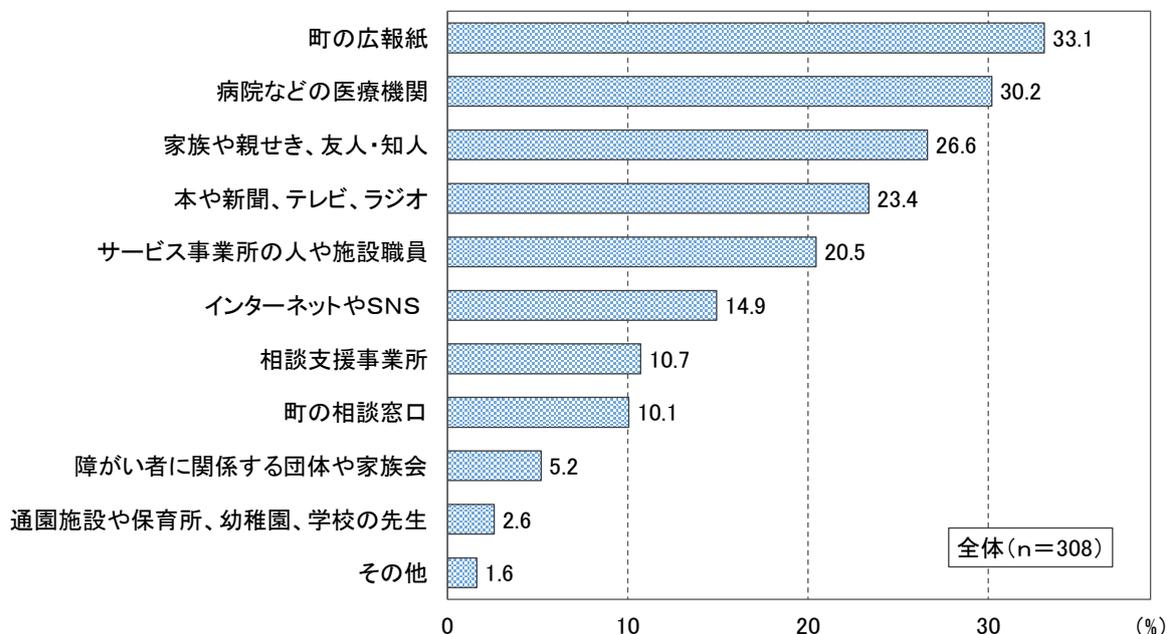
## ① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が71.8%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」(30.8%)、「友人・知人」(27.9%)の順となっています。



## ② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「町の広報紙」が33.1%と最も高く、次いで、「病院などの医療機関」(30.2%)、「家族や親せき、友人・知人」(26.6%)の順となっています。



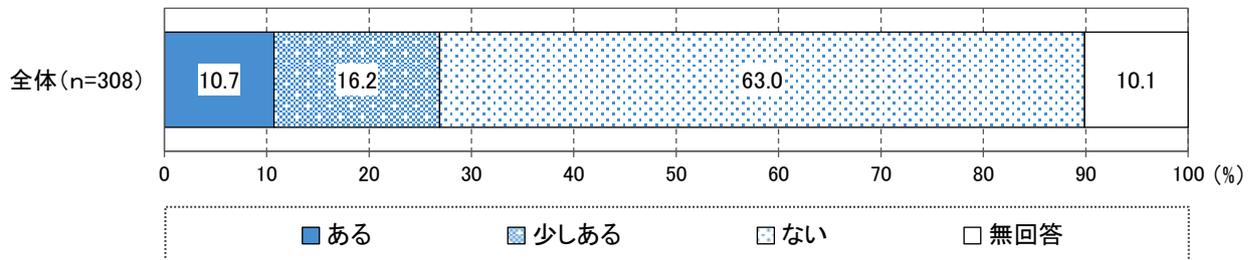
### ◆調査結果から見える「相談相手や情報の入手」に関するポイント

- ・ 悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師」「友人・知人」の割合が高くなっています。一方、公的機関の相談窓口について「町の相談窓口」が10.1%とそれほど高いとは言えないため、ニーズに対応した相談支援体制と窓口の職員の資質向上に努める必要があります。
- ・ 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、「町の広報紙」が最も高く、「インターネットやSNS」の割合はそれほど高いとは言えません。障がいのある人自身や介護者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な方も多いと推測されます。したがって、ホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける媒体である広報紙等の情報の充実が求められます。また、視覚障がい等の方に配慮した情報発信（音声や点字等）の充実も必要とされます。

## (7) 権利擁護について

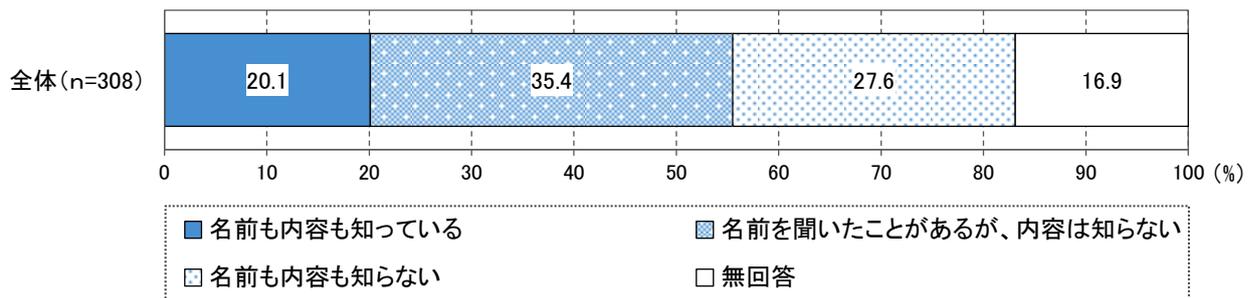
## ① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が63.0%と最も高く、次いで、「少しある」(16.2%)、「ある」(10.7%)の順となっています。



## ② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.4%と最も高く、次いで、「名前も内容も知らない」(27.6%)、「名前も内容も知っている」(20.1%)の順となっています。



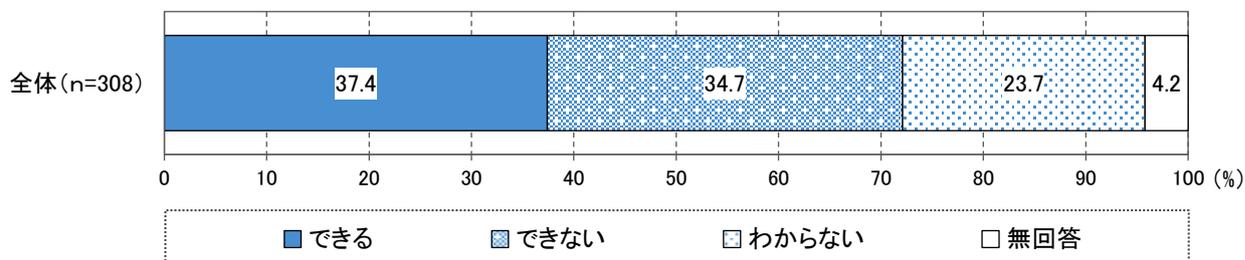
## ◆調査結果から見える「権利擁護」に関するポイント

- ・差別や嫌な思いをした経験について、「ある+少しある」の割合は26.9%と4人に1人以上の方が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、町民の意識向上を図る必要があります。
- ・成年後見制度について、「名前も内容も知っている」方は約5人に1人とどまっていることから、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

## (8) 災害時の避難等について

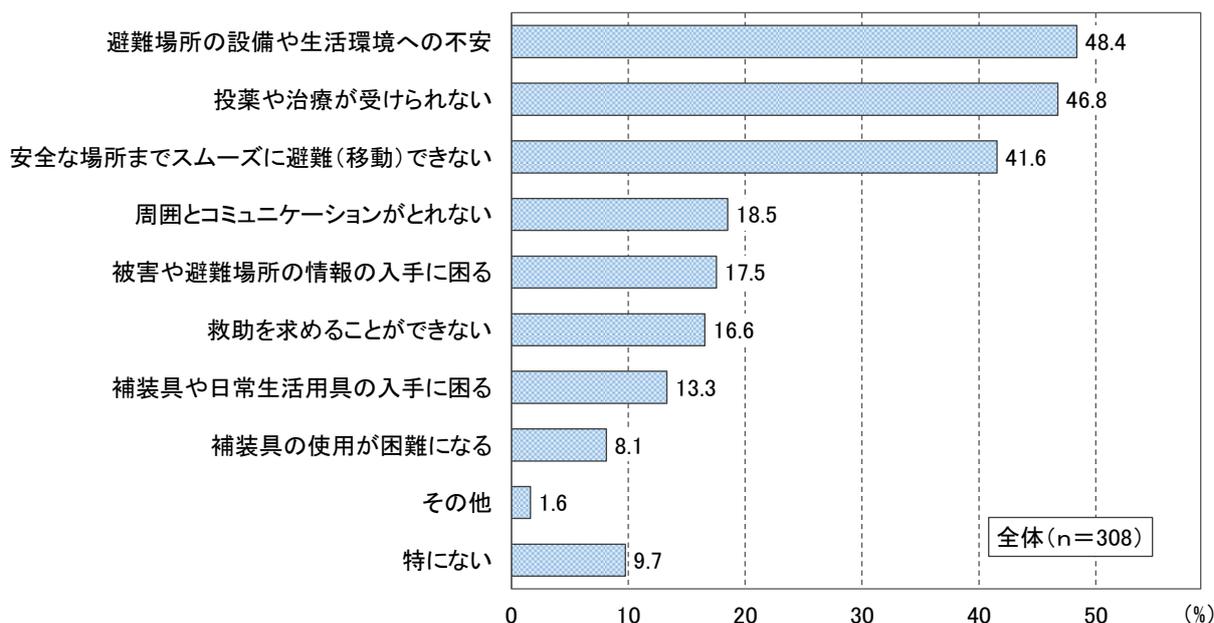
### ① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が37.4%と最も高く、次いで、「できない」(34.7%)、「わからない」(23.7%)の順となっています。



### ② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が48.4%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」(46.8%)、「安全な場所までスムーズに避難(移動)できない」(41.6%)の順となっています。



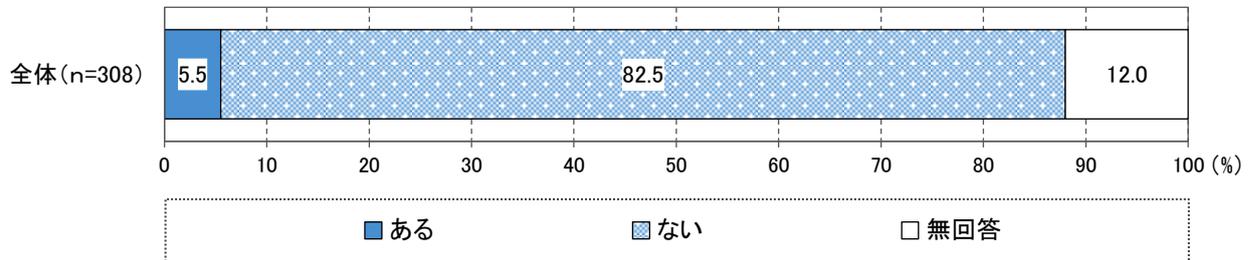
### ◆調査結果から見える「災害時の避難等」に関するポイント

- ・災害時に一人で避難できるかについて、「できない+わからない」の割合は58.4%となっていることから、地域における支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個々の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、「避難場所の設備や生活環境への不安」や「投薬や治療が受けられない」、「スムーズに避難できない」の割合が高くなっていることから、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保・充実に努める必要があります。

## (9) 虐待について

### ① これまでに虐待を受けたことがあるか

これまでに虐待を受けた経験は、「ある」が5.5%、「ない」が82.5%となっています。



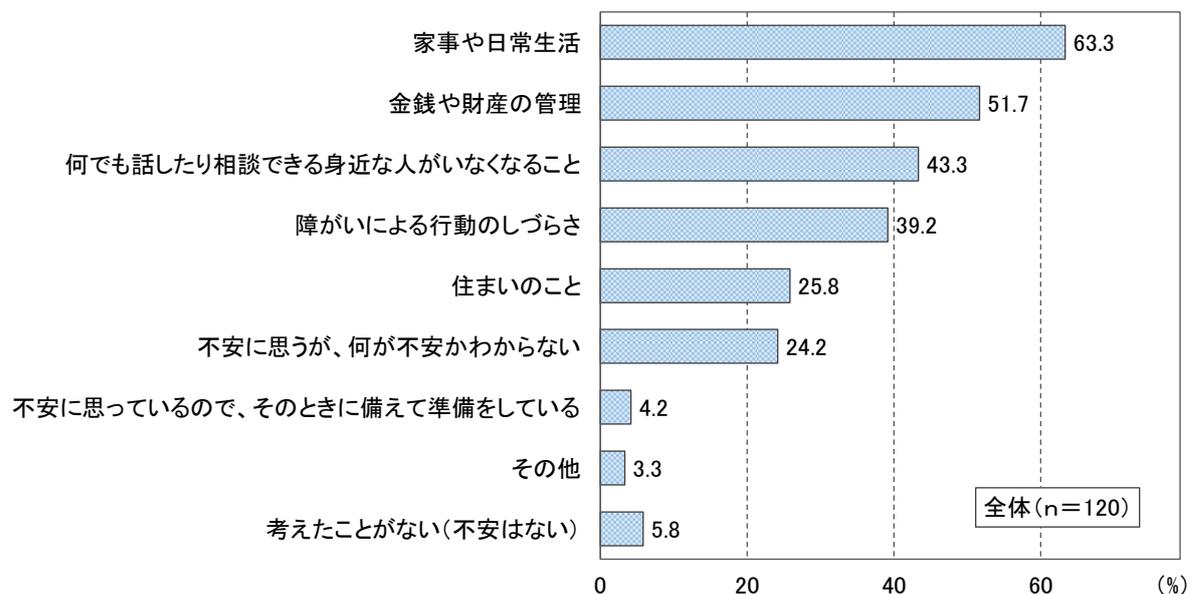
### ◆調査結果から見える「虐待」に関するポイント

- ・虐待について、受けた経験がある割合が5.5%となっています。どのような状況や場面であっても虐待行為は決して許されることではないことから、虐待の未然防止に努めるとともに、虐待事案が発生した場合には早期対応できる体制の構築が求められます。

## (10) 身近な介助者の亡き後について

### ① 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が63.3%と最も高く、次いで、「金銭や財産の管理」(51.7%)、「何でも話したり相談できる身近な人がいなくなること」(43.3%)の順となっています。



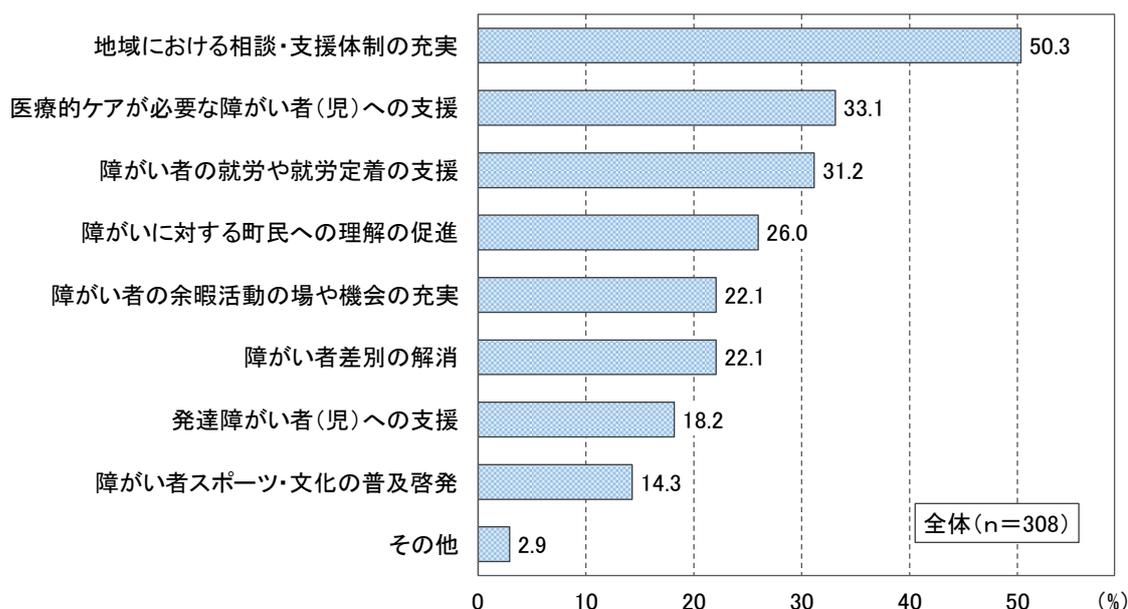
## ◆調査結果から見える「身近な介助者の亡き後」に関するポイント

- ・いわゆる「親亡き後」の問題については、先を考えることで当事者の不安を増大させる等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において安心した生活が過ごせる環境づくりと、当事者自身の置かれている状況に応じた自立支援を行っていく必要があります。

## (11) 町の施策について

### ① 障がい福祉に関して優先すべき町の施策

障がい福祉に関して優先すべき町の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が50.3%と最も高く、次いで、「医療的ケアが必要な障がい者（児）への支援」（33.1%）、「障がい者の就労や就労定着の支援」（31.2%）の順となっています。



## ◆調査結果から見える「町の施策」に関するポイント

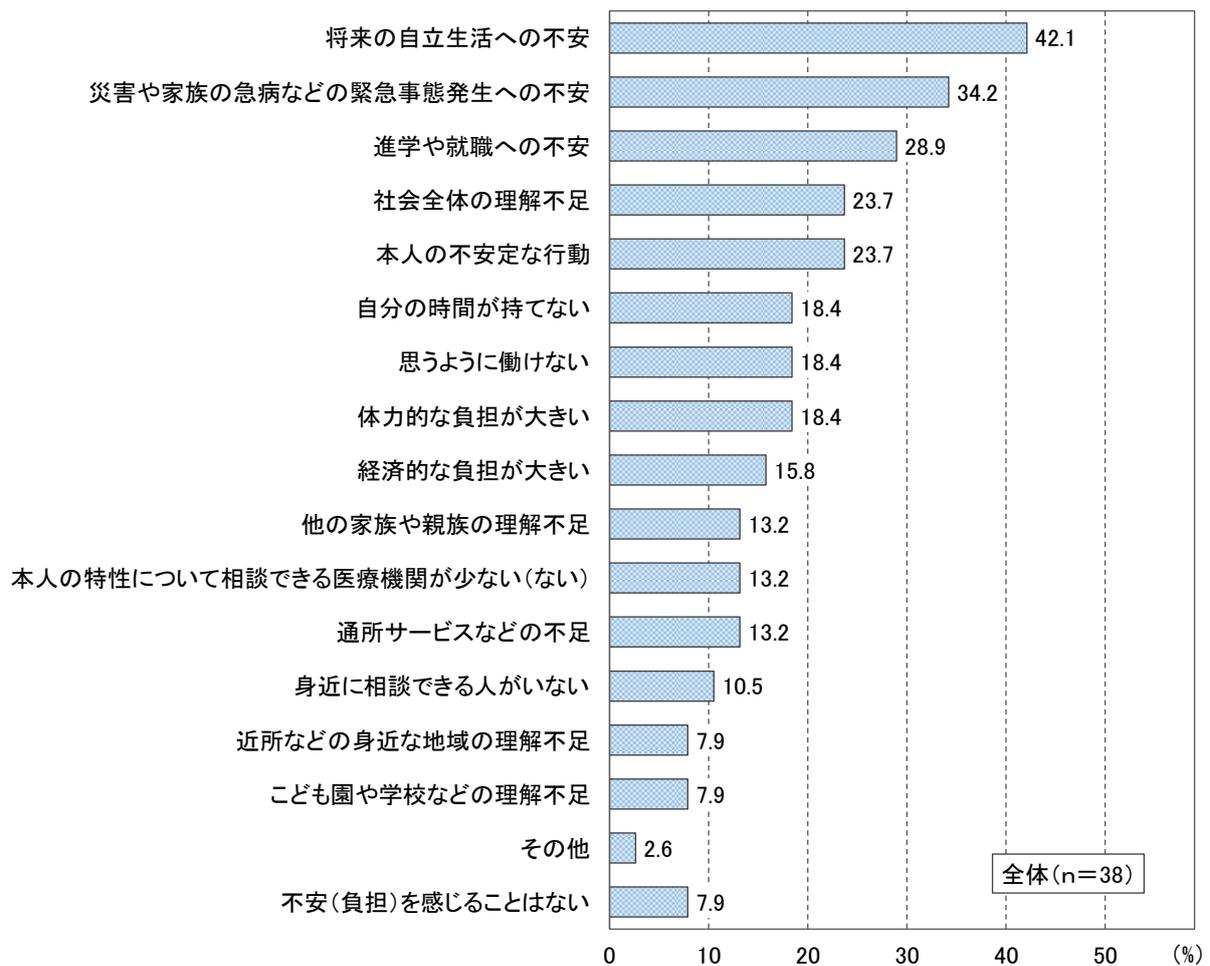
- ・町の施策について、相談・支援体制の充実を求める意見が最も多く、また医療的ケア体制の充実や就労に関する事等、あらゆる面で施策の充実を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

## 【18歳未満保護者のみ】

## ◆お子さまの養育（支援）を行っている方が感じていること

## ① お子さまを養育していることで、不安（または負担）に感じていること

不安（または負担）に感じていることについて、「将来の自立生活への不安」が42.1%と最も高く、次いで、「災害や家族の急病などの緊急事態発生への不安」（34.2%）、「進学や就職への不安」（28.9%）の順となっています。



## ◆調査結果から見える「保護者の不安（または負担）」に関するポイント

・子どもに対する不安や負担等について、将来の自立や進学・就職、緊急時の対応の割合が高くなっており、障がいに関する理解不足や障がい者自身の不安定な行動も割合が高くなっています。この結果を踏まえ、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制のもとに、介助者の不安や負担等を和らげられ、障がいのある人が個性や能力を發揮できる社会の実現に向けて取組を進める必要があります。

## 7. 事業所アンケート調査結果

本計画を策定するにあたり、常日頃から本町の障がいのある人を取り巻く様々な活動をされている団体や事業所に対して、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。以下、主な意見を掲載します。

◆調査期間：令和5年8月29日～9月12日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	5票	5票	100%

### (1) 就労環境づくりのために必要なこと

- 個々の障がい特性にあった仕事に就けるよう、多種多様な作業の創出や活動場所が必要である。
- 工賃を適切に生活費として使えるよう助言や金銭管理ができる支援者が必要である。
- 就労場所まで通勤しやすい移動手段や、送迎のある事業所等が必要である。
- 就労継続支援A・B型の事業所が必要である。
- 就労移行支援事業所が圏域に一カ所しかないため、さらなる充実が必要である。
- 中学生や高校生の頃から職場体験の機会を増やすこと。
- 障がいへの理解と、障がい者と共に働くという意識を持つこと。

### (2) 公共・民間を問わず、不足していること

- 常時対応できる相談窓口。
- 人材確保（相談員の不足）。
- 情報提供や相談体制が当事者にとってスムーズに相談できる体制づくり。
- 縦割り組織の解消と、相談窓口の一本化。
- 医療機関の充実。往診や夜間対応可能であればなおよい。
- 学校の特別支援教育の充実。
- 声かけなどの近隣とのかかわり、自治会、民生委員などの地域のつながり。

### (3) 日常の生活において偏見や差別を感じていること

- 精神障がいや発達障がい、内部障がいなど、外見では障がいがあるとわかりにくいいため、生活のしづらさを理解してもらえない。
- 行政サービスの一部や生活情報コンテンツ利用の申請がデジタル化されたため、デジタル化の利用がままならない利用者・家族が情報についていけなかったり、申請ができないことがある。
- 外出の際に、子ども達が奇声をあげると、周囲からの冷ややかな視線を感じる。

- 障がい者ということで、それ以外の方たちと異なった対応や扱いを受けること。例えば、交通機関の利用では、車椅子の方は普通列車に乗るにも事前に連絡をしないと、乗車できない場合がある。

#### (4) 慣れ親しんだ地域で暮らすために、必要な支援や施策

- 利用できるサービスの種類や内容について当事者たちに理解されていないので、支援や施策を具体的に使えるよう説明したり、マッチングしたりすること。
- 親亡き後の住居の確保や庭の手入れを低額でできるサービス。
- 移動手段の確保。
- 気軽に往診を依頼できる医師
- 障がい者に理解のある一般就労先の各確保。
- 医療的ケア児に対応できる保育施設の受け入れ体制の確保等、家族が安心して働くことができ、家族だけの支援とならないような体制づくり。
- 当事者が小さい時から宿泊を経験できるサービスや、家族の緊急時やレスパイトのために使える短期入所等のサービス。
- 居宅介護サービスの充実。ヘルパーにより、親亡き後も自宅で生活を継続できる方も多と思う。
- グループホームの充実。

#### (5) 障がい者（児）を取り巻く環境や障がい福祉施策について思うこと

- 保育・教育の場における人材の確保と専門性の向上。
- 障がい福祉を担う人材の確保。
- 医療的ケア児の保育園・幼稚園の入園がより促進されること。
- 学校教育の場で、ともに学び、ともに遊び、子どもたちが自然に「障がいがあっても地域で居ることが当たり前の社会」の意識をもてる環境づくり。

#### (6) 琴平町内もしくは圏域内で、不足している障がい福祉サービス

- グループホーム。
- 精神障がいに対応できるヘルパー事業所。
- 夜間・早朝に対応できるヘルパー事業所。
- 移動手段と通院等の介助。
- 短期入所や医療的ケア児が使えるサービス。
- 通所系の事業所。
- 障がい児の相談支援。

## (7) 事業所の課題や今後の方向性

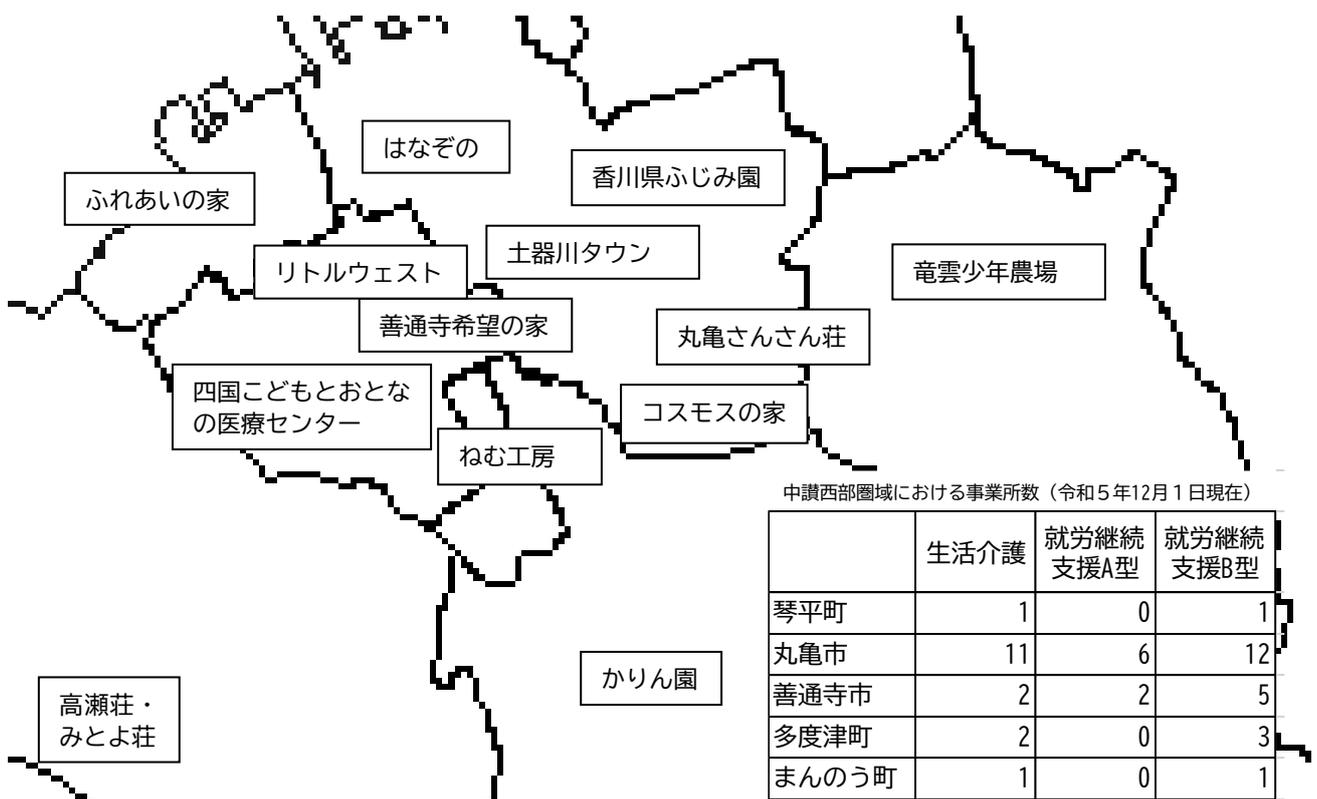
- 小規模の事業所であるため、委員会や研修、それに付随した書類作業等、事務負担が大きいこと。
- 相談員の不足とひきこもりの方へのアプローチ。
- 相談支援専門員の人材確保と支援の質の担保。
- スタッフのスキルアップと保護者間の横のつながり。
- 医療的ケア児の支援の充実。
- 個別の相談支援体制の充実。
- 圏域における相談体制の整備。

## 8. 町内と近隣の福祉サービス事業所等の立地

障がい福祉サービス事業所は、町内には、生活介護と就労継続支援B型の多機能型事業所「ねむ工房」(NPO法人ねむ工房)があるのみであり、近隣市町の様々な事業所が利用されています。

市町別に主な事業所をみると、善通寺市には、療養介護「四国こどもとおとなの医療センター」(独立行政法人国立病院機構)、生活介護と就労継続支援B型の多機能型事業所「善通寺希望の家」(社会福祉法人希望の家)、地域活動支援センターⅢ型の「リトルウェスト」(NPO法人C'sクリエイション)があります。まんのう町には、生活介護と就労継続支援B型の多機能型事業所「かりん園」(社会福祉法人鵜足津福祉会)があります。丸亀市には、生活介護および施設入所支援を実施する「丸亀さんさん荘」(社会福祉法人うぶすな会)、生活介護および施設入所支援を実施する「土器川タウン」(社会福祉法人鵜足津福祉会)、生活介護・施設入所支援・就労継続支援B型・生活訓練・就労移行支援を実施する「香川県ふじみ園」(香川県・社会福祉法人香川県社会福祉事業団)、地域活動支援センターⅠ型「はなぞの」(医療法人社団三愛会)、地域活動支援センターⅢ型の「コスモスの家」(NPO法人C'sクリエイション)等があります。また、多度津町には、生活介護と就労継続支援B型の多機能型事業所「ふれあいの家」(社会福祉法人多度津さくら会)などが、綾川町には、施設入所支援を実施する「竜雲少年農場」(社会福祉法人竜雲学園)などが、三豊市には、施設入所支援を実施する「高瀬荘・高瀬荘あおぼ・高瀬荘そよかぜ・みとよ荘」(社会福祉法人鵜足津福祉会)等があります。

町内と近隣の主な障がい者支援施設



障がい児への療育・発達支援を行う通所サービス事業所は、町内にはなく、近隣市町の様々な事業所が利用されています。

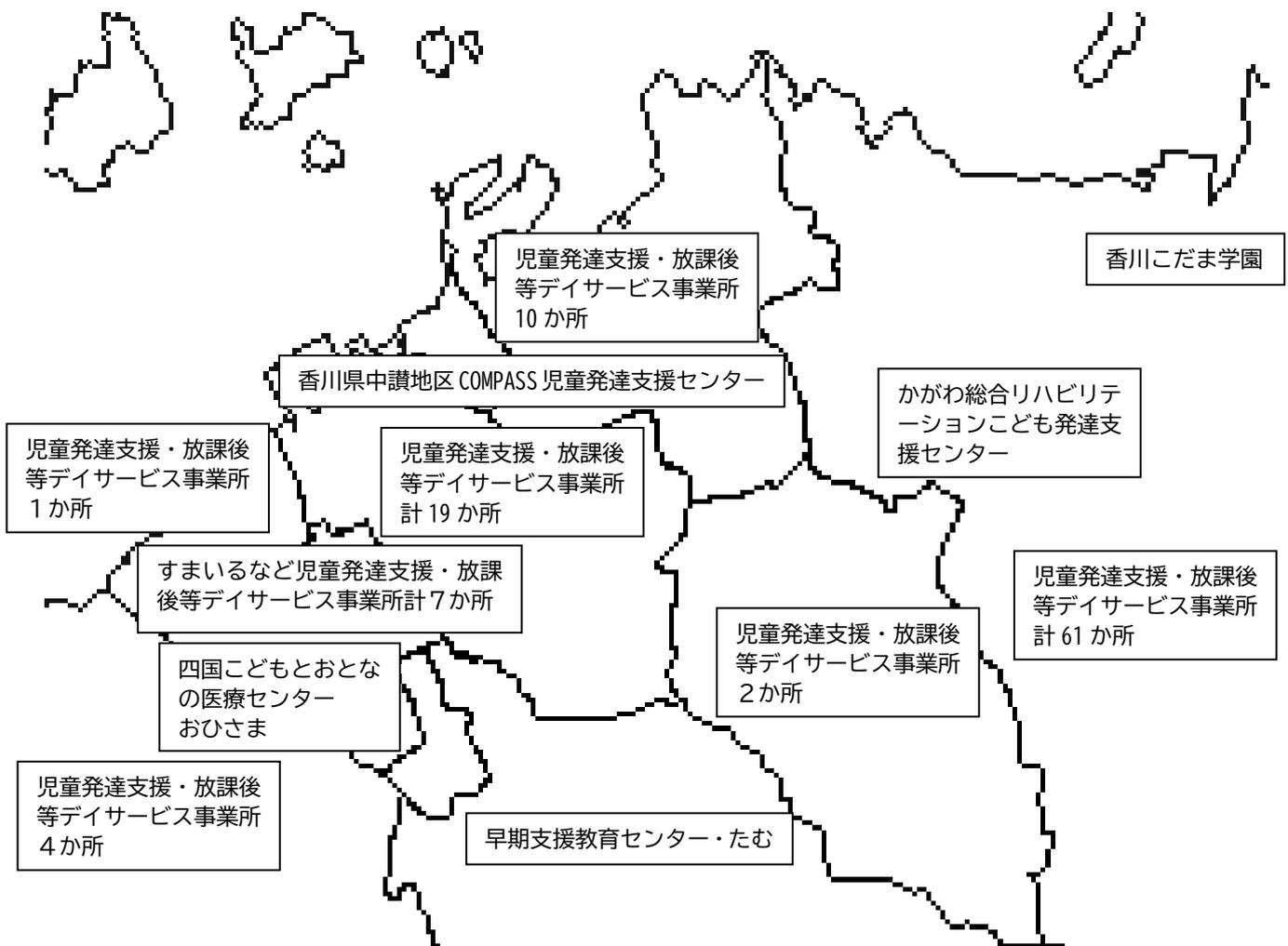
善通寺市には、重症心身障がい児を対象とした「四国こどもとおとなの医療センターおひさま」(独立行政法人国立病院機構)のほか、善通寺市子ども・家庭支援センター内の「すまいる」(NPO法人子育てネットくすくす)をはじめ、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が計7か所あります。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は丸亀市に19か所、坂出市に10か所、綾川町に2か所、多度津町に1か所、三豊市に4か所ありますが、いずれも定員10人以下の小規模な形態です。

まんのう町には、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所はありませんが、平成28年度(2016年度)に、旧仲南北幼稚園跡地に「早期支援教育センター・たむ」が開設し、教育委員会の予算で療育・発達支援を実施しています。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所より定員規模の大きい「児童発達支援センター」は、中讃圏域には、丸亀市内に「香川県中讃地区 COMPASS 児童発達支援センター」が1か所あります。その他、県内には、高松市内の「香川こだま学園」、「かがわ総合リハビリテーションこども発達支援センター」、東かがわ市内の「児童発達支援センターあすなろ」と三木町内の「児童発達支援センターKusuの木」の4か所があります。

近隣市町の主な障がい児支援施設



## 第2部 第5期障がい者福祉計画



## 1. 基本理念

### ◆本計画の基本理念◆

だれもが互いに尊重され、  
ともにいきいきと安心して暮らせるまち

前期計画では「ともにいきいきと安心して暮らせるまち」という基本理念を掲げて、他人事ではなく、自分のこととして地域の生活課題をとらえて、支援が必要な人を支える「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

本計画では、前期計画の基本理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「地域共生社会」実現をめざすとともに、障がいのある人の自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う参加と平等の社会の実現のために施策を展開します。

そのため、前期計画の基本理念を一步進めて「だれもが互いに尊重され、ともにいきいきと安心して暮らせるまち」と設定し、さらなる施策の充実に取り組んでいきます。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、合理的配慮に関する普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と障がいのある人だけでなく、事業者や地域住民、各種団体等、様々な主体の参画により取組を進めることとします。

## 2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定し、障がいのある人に対する様々な施策を展開します。

### 基本目標1 いきいきと活動できるまち

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲を持つ障がいのある人が障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保に取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

また、地域で自分らしく活動できるよう、生涯学習や、スポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動等を促進するとともに、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や移動手段の確保等により社会参加しやすいまちづくりを進めます。

### 基本目標2 多職種協働で支えるまち

障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見・早期対応に努めるとともに、生涯にわたってライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図ります。

また、障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて、必要とする教育・療育等の充実を図り、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるよう取り組みます。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた福祉サービスの充実に努めます。

### 基本目標3 思いやり、尊重しあうまち

障がいのある人がいつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域で共に暮らす町民の様々な障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。そのため、全ての町民を対象として障がいや障がいのある人への理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進のための福祉教育を推進します。

また、障がいのある人が安心して生活できる環境が確保されるよう、防犯・防災体制の強化や権利擁護の推進に努めるとともに、関係機関等と連携した見守りにも取り組みます。

### 3. 施策体系

#### ◆計画の基本理念◆

だれもが互いに尊重され、  
ともにいきいきと安心して暮らせるまち

基本目標	施策項目	施策の方向
1 いきいきと活動できるまち	1-1 就労の促進	(1) 一般就労の促進
		(2) 福祉的就労の促進
	1-2 多様な社会参加の促進	(1) 生涯学習の推進
		(2) スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加の促進
		(3) 円滑なコミュニケーションへの支援
2 多職種協働で支えるまち	2-1 保健・医療の充実	(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
		(2) 心と体の健康づくりの推進
		(3) 地域医療体制の充実
	2-2 保育・特別支援教育の充実	(1) 障がい児保育・就学前教育の充実
(2) 特別支援教育の充実		
2-3 福祉サービスの充実	(1) 在宅生活への支援の充実	
	(2) 日中活動への支援の充実	
	(3) 居住の場への支援の充実	
	(4) 相談支援の充実	
3 思いやり、尊重しあうまち	3-1 啓発・教育の推進	(1) 啓発の推進
		(2) ふれあいの促進
		(3) 福祉教育の推進
	3-2 権利擁護の推進	(1) 虐待防止の推進
		(2) 権利擁護事業の推進
		(3) 選挙等における配慮
	3-3 安心なまちづくりの推進	(1) 防災対策の推進
		(2) 防犯対策の推進
		(3) 見守りネットワークの推進

## 4. 施策の展開

### 基本目標1. いきいきと活動できるまち

#### 1-1 就労の促進

##### 【近年の取組】

- 一般就労の促進のため、障がい者雇用支援月間にポスター掲示等での啓発を行っています。
- 「琴平町障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、年度ごとに策定針が達成できるように優先調達を行い、工賃拡大を促進しています。

##### 【課題】

- ハローワーク等との連携や町内の事業所に対する直接的な啓発活動の実施が課題です。
- 中讃圏域の各福祉的就労事業所の授産製品の開発・拡充の支援が求められます。

##### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ハローワークや商工会等と連携しながら、町内の事業所に対して、障がい者雇用や雇用に対する啓発を行っていきます。</li><li>◆町が率先して、法定雇用率制度に基づく障がい者の雇用対策を推進していきます。</li></ul>
(2) 福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆障がい者が、心身の状況や力量、希望に応じた働き方を選択できる福祉的就労の充実を図るため、農家等の町民とねむ工房の協働によるニンニクの生産、加工、ガァリック娘の製造・販売を一層強化するとともに、中讃圏域の各福祉的就労事業所の授産製品の開発・拡充の取組を支援していきます。</li><li>◆「琴平町障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進し、障がい者就労施設等の工賃拡大を促進していきます。</li></ul>

## 1-2 多様な社会参加の促進

### 【近年の取組】

- 円滑なコミュニケーションへの支援に向けて、「公益社団法人香川県聴覚障害者協会」へ手話通訳者派遣事業を委託する他、「特定非営利活動法人香川県要約筆記サークルゆうあい」へ要約筆記奉仕員派遣事業を委託し、随時利用可能となるようにしました。
- 令和元年度に、ことでん琴平駅のバリアフリー化に取り組みました。
- 道路橋を長寿命化修繕計画に基づき修繕等を実施したほか、道路の舗装については住民からの情報提供とパトロール等で危険箇所を確認し、修繕を行いました。
- 令和5年度にふれあい交流館のスロープまでの通路の舗装化を実施しました。

### 【課題】

- イベントやサークル活動を実施するため、指導者やボランティアの育成が必要です。
- 手話通訳者の高齢化により、県内全域における持続的な提供体制に課題が残ります。
- 公共交通機関のバリアフリー化の要請に積極的に取り組むことが難しい状況です。

### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生涯学習講座に関するニーズを情報収集し、障がい者の学習ニーズにも応じた講座等の開設について検討していきます。</li> <li>◆地域における多様な学習機会に障がい者が気軽に参加できるよう、障がい者に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めていきます。</li> </ul>
(2) スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい者が、スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動に参加できるよう、障がいのある人もない人もともに参加できるイベントやサークル活動の実施を促進していきます。</li> <li>◆障がい者のスポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動を支える指導者・ボランティアの育成と確保に努めていきます。</li> </ul>
(3) 円滑なコミュニケーションへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係団体と連携し、手話通訳や要約筆記等、円滑なコミュニケーションへの支援を進めていきます。</li> </ul>

項目	取組
(4) 移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共交通機関については、引き続き、障がい者の利便性の向上を要請していきます。</li> <li>◆外出支援策については、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの維持・充実に努めていきます。</li> <li>◆移動にかかる経済的支援については、国や業界団体による経済的支援制度の一層の充実を要望していきます。</li> <li>◆地域のコミュニティ交通の利用実態をとらえつつ、障がい者の円滑な移動にも配慮した交通手段の整備の検討を進めていきます。</li> </ul>
(5) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設や道路等のインフラに関する長寿命化等を進める指針である「琴平町公共施設等総合管理計画」等に基づき、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に配慮しながら長寿命化に関する改修等を進めていきます。</li> <li>◆駅や商店等、民間公益施設についても、合理的配慮の視点からバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に向けた改善等を啓発していきます。</li> </ul>

## 基本目標2. 多職種協働で支えるまち

### 2-1 保健・医療の充実

#### 【近年の取組】

- 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期療育と保護者の育児不安の軽減のため、健診でフォローが必要な児は個別相談等で支援が継続できるよう努めています。また、園や学校との情報共有を定期的に行って支援につなげています。
- 健診等で発達の遅れ等の課題が見られる子どもや、親子の関わりが気になる方を対象に、子育てに関する専門的スタッフが加わり、遊びを通して親子のふれあいや子どもの発育・発達を促すための場として、母子保健担当部局が「親子のわんわん教室」を実施しています。
- 医療的ケア児・者への支援は、定期的に研修を受ける他、中讃西部自立支援協議会医療的ケア部会で協議を実施し、必要時に連携をとり対応できるように努めています。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、中讃西部地域自立支援協議会精神保健福祉部会で保健・医療・福祉関係者と協議を進めています。

#### 【課題】

- 障がいのある児童へアプローチしても、保護者の受け入れに時間がかかる難しいケースも多く、早期に必要な支援に繋がるケースが少ないです。
- 精神科医によるこころの健康相談への利用者も減少が続いており、見直しや改善が必要です。
- 地域医療体制と包括ケアの充実が求められており、当事者や民生委員に聴き取りを行った結果をアセスメントし、課題を明確にすることが課題です。

#### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子保健事業や子育て支援事業等を推進し、乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期療育と保護者への障がいに関する理解と育児不安の軽減を図っていきます。</li> <li>◆地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」を中讃圏域で設置しており、その専門性を生かした相談支援等を行うほか、児童発達支援や保育所等訪問支援も行うことで、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。</li> </ul>

項目	取組
(2) 心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「琴平町健康増進計画・食育推進計画」等に基づき、町民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種保健事業を推進していきます。</li> <li>◆「琴平町健康増進計画・食育推進計画」及び「琴平町自殺対策計画」等に基づき、精神科医によるこころの健康相談等、不安やストレス等に関するメンタルヘルス対策に継続的に取り組んでいきます。</li> </ul>
(3) 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係団体・機関と連携しながら、予防医療・リハビリテーションの充実や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等に努めていきます。</li> <li>◆自立支援医療制度等、医療費負担の軽減を図る事業を推進していきます。</li> <li>◆医療的ケア児・者への支援の強化については、必要なサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、中讃圏域の多職種による協議を進めていきます。</li> </ul>

## 2-2 保育・特別支援教育の充実

### 【近年の取組】

- こども園では年3回専門家の巡回相談を実施し、障がいをもつ子どもの早期発見と保育教諭へのアドバイスを行っています。
- 学級担任が中心となって、児童・生徒一人ひとりの指導を行うためのきめ細かい計画である「個別の指導計画」を作成し、保護者や関係教員と連携を図りながら特別支援教育を推進しています。

### 【課題】

- 「個別の指導計画」の内容について、検証していくことが必要です。
- 義務教育期間は多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していますが、義務教育終了後の見守りが求められます。

### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 障がい児保育・就学前教育の充実	◆保健・医療・福祉・教育の多職種が連携し、保護者の理解のもとに、障がいのある子もいない子もともに地域で育つことができる保育・就学前教育を推進していきます。
(2) 特別支援教育の充実	◆学校が主体となって児童・生徒一人ひとりの指導を行う計画である「個別の指導計画」や、学校、保護者と保健、福祉の各関係機関が連携しながら、中・長期的視点で一貫して的確な支援を行うための「個別の教育支援計画」に基づき、多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していきます。

## 2-3 福祉サービスの充実

### 【近年の取組】

- 障がい者手帳の交付の際に「福祉便覧」等を用いた各種制度の紹介を行い、制度の利用促進に努めています。
- 相談支援の充実のために、町民相談室や総合センター内の相談室等、プライバシーに配慮した相談場所の確保を行っています。

### 【課題】

- 日中活動系サービスを町内外で利用できるよう関係機関と協力し支援を行っていますが、多様な事業所の増加により、十分な情報収集ができていないことが課題です。
- 相談会の周知が徹底されておらず、適切な相談の場の提供に至らない場合があります。
- 障がい児通所支援や障がい福祉サービスの利用ニーズの増加に対し、サービス等利用計画を作成できる相談支援専門員が不足しているため、やむを得ずセルフプランを作成している事例があります。県や関係機関と連携し、地域における相談支援専門員の確保・育成に努める必要があります。

### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 在宅生活への支援の充実	◆障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや、各種手当・年金、税や利用料の特別措置等、支援制度の周知とニーズに応じた利用促進に努めていきます。
(2) 日中活動への支援の充実	◆障害者総合支援法・児童福祉法に基づく通所サービスや、その他ボランティア等地域住民によるインフォーマルサービス等、多様な日中活動の場の周知とニーズに応じた利用促進に努めていきます。
(3) 居住の場への支援の充実	◆居住系サービスは、障がい者が地域で安心して生活していくために重要であり、長期入院や施設入所から在宅生活への移行をめざしつつ、県、中讃圏域の市町、関係事業所が連携し、ニーズに応じたサービスの確保を図っていきます。 ◆住宅改修や重度身体障害者住宅改造費助成事業等の利用を促進し、民間住宅のバリアフリー化に努めます。 ◆障がい者の住宅賃貸契約を支援する「住宅入居等支援事業」の実施について、引き続き検討していきます。
(4) 相談支援の充実	◆障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決にむけ、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めていきます。 ◆町においては、プライバシーに配慮した相談場所の確保に努めるとともに、相談の場の周知を行っていきます。

## 基本目標3. 思いやり、尊重しあうまち

### 3-1 啓発・教育の推進

#### 【近年の取組】

- 中学生へ向けて、人権劇の題材に取り入れた人権学習の推進に取り組みました。
- 障害者差別解消法に規定された障がい者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供のほか、おとなの発達障がい等について、広報誌に掲載し啓発活動を行っています。
- 福祉教育の推進のために、障がい者疑似体験の活動を実施し、理解を深めました。

#### 【課題】

- 庁内で啓発活動の機会を情報共有する必要があります。

#### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 啓発の推進	◆障がいについての理解を促進するため、障害者差別解消法に規定された障がい者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、学校教育の場をはじめ、様々な機会や多様な媒体による周知・啓発を行っていきます。
(2) ふれあいの促進	◆各種イベント等、様々な機会を活用し、障がいのある人とない人のふれあいの場づくりを進めていきます。
(3) 福祉教育の推進	◆児童生徒に対して体験的な活動を積極的に取り入れながら、障がい者が置かれている社会的な状況や、障がい者福祉の理念、制度等の理解を深めていきます。 ◆児童生徒に指導する立場である関係職員の意識や知識・技術の向上に努めていきます。

## 3-2 権利擁護の推進

### 【近年の取組】

- 障がい者虐待を発見した人からの相談・通報の届出及び受付窓口となり、虐待を受けた障がい者の安全確認を行いました。また、関係機関と連携・支援内容を検討し、養護者や施設従事者への相談・指導・助言等を行いました。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、周知のための広報や講演会を行っています。また、月に1度成年後見制度についての相談会を行うほか、市民後見人の養成研修を行いました。

### 【課題】

- 担当職員の知識や相談対応のスキルアップや周知・啓発活動を行っていくことが必要です。
- 成年後見制度の相談会を開催していますが、現段階では利用数が少ない状況です。

### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 虐待防止の推進	◆養護者や事業者に対して、どういったことが虐待にあたるのかや、通報義務があることに関する周知・啓発に努め、早期発見につなげていきます。 ◆虐待事案が発生した場合には、関係機関と連携し、適切な対応を図っていきます。
(2) 権利擁護事業の推進	◆判断能力の不十分な障がい者については、生活上、支障を来すことがないように、その状態やニーズに応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につながるよう取り組んでいきます。
(3) 選挙等における配慮	◆投票所のスロープの設置、代理投票、不在者投票制度等の実施により、障がい者の円滑な投票を図っていきます。

### 3-3 安心なまちづくりの推進

#### 【近年の取組】

- 防災について、琴平町ハザードマップを令和2年度に策定し、様々な水害リスク（満濃池、土器川、金倉川等）等の情報が一目でわかるマップの策定を行いました。
- 令和4年度にはピクトグラムや英語を用いた、指定避難施設の案内表示板の取り付けを町内全19カ所の避難所及び緊急避難場所に設置しました。
- 配食サービスや成年後見制度の適切な利用の促進により、障がいの有無によらない見守り体制の構築に努めています。

#### 【課題】

- 避難行動要支援者名簿に掲載するべき者の選定と、災害時に効果的かつ適切に利用するための訓練が必要です。
- 見守り支援体制の必要な者に対してアウトリーチ活動の実施が課題です。

#### 【施策の方向】

項目	取組
(1) 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい者が地域で安心して暮らせるよう、災害時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進していきます。</li> <li>◆避難行動要支援者名簿への登録や個別支援計画の作成を推進するほか、障がい者に配慮した避難・避難所運営の訓練の継続実施等、自主防災活動の一層の活性化に努めていきます。</li> <li>◆災害情報の多様な伝達手段の確保を図るとともに、福祉避難所への要配慮者の受け入れ体制の充実に努めていきます。</li> </ul>
(2) 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた地域防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めていきます。</li> </ul>
(3) 見守りネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後も、社会福祉協議会をはじめ、事業者や関係機関と連携しながら、地域福祉のネットワークづくりを推進していきます。</li> </ul>



第3部 第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画



# 第1章 基本指針による成果目標

## 1. 成果目標について

本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

### ■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（移行支援事業1.31倍以上、就労A型概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上）
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上
	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上

項 目	国の基準
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置
	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保
	令和8年度末までに県、各圏域又は各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

## 2. 成果目標に対する目標値

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて5%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がい者で、家族も高齢化していることが多いため、地域移行の必要性については関係機関等と連携して見極めを行いながら、地域移行に向けた支援に努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活への移行者数	0人	1人
施設入所者数の削減見込	0人	1人

### （2）地域生活支援の充実

#### ① 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等については、面的整備型として中讃西部圏域内に整備しています。今後、コーディネーターの配置を検討するとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置や運用状況の検証・検討を行うことにより、関係者間で情報を共有し、地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	1か所（圏域内）	1か所（圏域内）
コーディネーターの配置人数	0人	1人
運用状況の検証・検討	6回／年	6回／年

#### ② 強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実

令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関する支援ニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、その支援体制の整備について検討を進めます。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（移行支援事業1.31倍以上、就労A型概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上）とする成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
一般就労への移行者数	移行支援事業	1人	2人
	就労A型	0人	1人
	就労B型	0人	1人

#### ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	0% (0か所)	50% (1か所)

#### ③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人

## ④ 就労定着率

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	0% (0か所)	25% (1か所)

## (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

## ① 児童発達支援センターの設置

中讃西部圏域では「香川県中讃地区 COMPASS 児童発達支援センター」があります。このセンターの機能の周知を図り、必要とする児童が利用できるようにつなげていきます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	1か所(圏域内)	1か所(圏域内)

## ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

保育所等訪問支援については、中讃西部圏域内にある「香川県中讃地区 COMPASS 児童発達支援センター」や「児童デイキッズランド」が提供しています。このようなサービスを活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していきます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
保育所等訪問支援を実施する事業所数	2か所(圏域内)	3か所(圏域内)

### ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、中讃西部圏域内に「独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センターおひさま」の1カ所があります。このセンターの機能の周知を図り、必要とする児童が利用できるようなつなげていきます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所(圏域内)	1か所(圏域内)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所(圏域内)	1か所(圏域内)

### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のため、中讃西部地域自立支援協議会において医療的ケア部会を設置しており、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図っています。医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	1か所(設置済)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	2人以上

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するように努めます。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する成果目標についてはすでに達成しているため、その目標の維持に努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	0か所	1か所
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	—	確保
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制	1回/月	1回/月

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、本町では次の基本方針に沿った対応を行います。

### ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や、その他の研修に対して、町職員が参加するように努めます。

### ②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制づくりに努めます。

### ③指導監査結果の関係市町村との共有

県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の結果について、関係自治体と共有する体制づくりに努めます。

## 第2章 基本指針による活動指標

国の基本指針に基づく活動指標のうち、障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれています。それぞれのサービスについて、国の基本指針に基づき、実績値を踏まえた見込みと確保策を以下の「1.」～「4.」の項目で設定します。

また、障がい福祉サービスの施策を充実させる環境づくりとして、国の基本指針に基づき、見込みと確保策を以下の「5.」～「8.」の項目で設定します。

### 1. 訪問系サービス

項目	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者で、常に介護を必要とする者に、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、外出時における移動中の介護など総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者等で、常に介護を必要とする者に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護その他の援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

## ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	21	21	23	24	25	26
	時間/月	456	375	371	343	317	293
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	32	36	32	32	32	32
同行援護	人/月	6	5	5	5	5	4
	時間/月	121	110.5	115	115	115	115
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

## ■見込み量の確保策

訪問系サービスは、障がい者の高齢化や障がいの重症化、精神科病院からの退院促進、施設入所者の地域移行促進により、今後も利用の増加が想定されます。

県や関係機関と連携し、障がい者への訪問系サービスに関する研修の受講を支援するなど、障がい分野のヘルパーの育成強化に努めます。

※「行動援護」、「重度障害者等包括支援」については、利用実績が無いため、見込量をゼロとしていますが、必要時には適切なサービスにつながるように努めます。

## 2. 日中活動系サービス

項目	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者、難病等対象者について、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通わせたり、居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談・助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい、精神障がいのある障がい者について、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通わせたり、居宅を訪問して入浴、排せつ、食事など自立した日常生活に必要な訓練、生活に関する相談・助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。 ※令和7年度から実施予定です。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動、職場体験などの機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のために必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している人などに、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービスです。
短期入所	介護者の病気や家族の休養等のため、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

## ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	24	24	24	24	24	24
	人日/月	438	471	436	439	441	444
(うち重度障がい者)	人/月	12	12	10	10	10	10
	人日/月	253	270	205	215	223	230
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	0	0
就労移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	21	19	22	22	23	23
就労継続支援A型	人/月	6	5	5	6	8	10
	人日/月	106	84	96	115	139	167
就労継続支援B型	人/月	12	16	17	19	21	24
	人日/月	200	268	257	285	315	349
就労定着支援	人/月	1	0	0	1	1	1
療養介護	人/月	5	5	5	5	6	6
短期入所(福祉型)	人/月	4	5	5	5	5	5
	人日/月	14	25	26	27	28	29
(うち重度障がい者)	人/月	2	2	1	2	2	2
	人日/月	10	10	8	10	10	10
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
(うち重度障がい者)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

## ■見込み量の確保策

## 【生活介護・療養介護・短期入所(福祉型・医療型)】

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

おおむね、利用動向は横ばいと見込みますが、特別支援学校の卒業や長期入院者・施設入所者の退院・退所等により、需要が拡大した際には、県や関係機関と連携し、新規事業所の開設や既存事業所の定員増加等、さらなる受け入れ体制の充実を働きかけていきます。

#### 【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

香川県は自立訓練の取組が低調であるため、県や近隣市町と連携し、新規事業所の開設等、さらなる受け入れ体制の充実を働きかけていきます。

※利用実績がないため見込量をゼロとしていますが、必要時には適切なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

#### 【就労選択支援】

就労選択支援については、令和7年度から始まる障がい福祉サービスであり、現時点は利用ニーズが見込みづらいため、サービス量は見込んでいませんが、今後の国の動向を踏まえ、適切な利用につながるよう支援します。

#### 【就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）】

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

おおむね利用動向は横ばいと見込みますが、特別支援学校の卒業や長期入院者・施設入所者の退院・退所等により、需要が拡大した際には、県や関係機関と連携し、新規事業所の開設や既存事業所の定員増加等、さらなる受け入れ体制の充実を働きかけていきます。

#### 【就労定着支援】

就労移行支援実施事業所を中心に、サービスの実施を働きかけていきます。

### 3. 居住系サービス

項目	内容
自立生活援助	共同生活援助または施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	9	11	11	11	11	11
(うち重度障がい者)	人/月	—	—	—	0	0	0
施設入所支援	人/月	8	8	9	9	10	10

#### ■見込み量の確保策

##### 【自立生活援助】

相談支援事業所などを中心に、当該事業への参入を積極的に促進していきます。

※利用実績がないため見込量をゼロとしています。必要時には適切なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

##### 【共同生活援助・施設入所支援】

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

おおむね利用動向は横ばいと見込みますが、共同生活援助については、障がい者の高齢化や長期入院者・施設入所者の退院・退所等により、需要が拡大した際には、県や関係機関と連携し、新規事業所の開設や既存事業所の定員増加等、さらなる受け入れ体制の充実を働きかけていきます。

## 4. 相談支援

項目	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障がいのある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行います。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	83	82	86	88	89	90
地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	0

### ■見込み量の確保策

琴平町社会福祉協議会をはじめ、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所、地域移行支援、地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所が、利用者一人ひとりに対してより細やかな支援が提供できるよう、県や関係機関と連携し、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

※「地域移行支援」、「地域定着支援」については、利用実績がないため見込量をゼロとしていますが、必要時には適切なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

## 5. 発達障がい者等に対する支援

### (1) パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数(保護者)	人/年	0	0	0	0	0	0
実施者数(支援者)	人/年	0	0	0	0	0	0

#### ■見込み量の確保策

パARENTトレーニングとは、障がい児をもつ親を対象として行われるトレーニングです。また、パARENTプログラムとは、障がい児の子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラムのことです。保護者が、障がいに対する理解を深めたり、子どもとどのように接すべきかを学んだり、関係者との連携を深めたりすることで、子育ての悩みの解消や子どもの健やかな成長につながることを期待されます。

県や関係機関と連携し、パARENTトレーニング等の支援プログラムを実施している機関について情報収集し、受講を希望する保護者へ情報提供ができるよう努めるとともに、関係機関と連携し、パARENTトレーニング等の実施者の確保にも努めます。

### (2) パARENTメンターの人数

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パARENTメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	0

#### ■見込み量の確保策

パARENTメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

県や関係機関と連携し、パARENTメンターに関する研修会の開催やパンフレット配布等を行い、パARENTメンターの育成と確保に努めます。

### (3) ピアサポートの活動への参加人数

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

#### ■見込み量の確保策

ピアサポートとは、同じような悩みを持つ人たち同士で支え合う活動のことです。障がい分野では、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、同じ障がいのある人を支え合う活動を言います。

このような活動を広めるため、県や関係機関と連携し、ピアサポーター研修の実施やピアサポート活動の促進に努めます。

## 6. 精神障がいに対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

項目		内容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

## (1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

### ① 協議の場の開催回数

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回/年	1	8	8	8	8	8

#### ■見込み量の確保策

中讃西部地域自立支援協議会精神保健福祉部会にて、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、1年間にコア会議と部会をそれぞれ4回程度実施します。

### ② 協議の場への関係者の参加者数

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健関係者	人/年	2	3	3	3	3	3	
医療機関	精神科	人/年	0	4	4	4	4	4
	精神科以外	人/年	0	0	0	0	0	0
福祉関係者	人/年	6	17	17	17	17	17	
介護関係者	人/年	0	0	0	0	0	0	
当事者及び家族等	人/年	0	0	0	0	0	0	

#### ■見込み量の確保策

中讃西部圏域の関係機関と連携し、必要に応じて、専門機関や関係者に対して参画を促していきます。

③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

中讃西部圏域の関係機関と連携し、年に1回の頻度で目標の設定及び評価を実施していきます。

(2) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人/月	9	11	11	11	11	11
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

相談支援事業所をはじめ、県や関係機関と連携し、適切なサービスが提供できるよう、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

## 7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

項目	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みをそれぞれ設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

### （1）基幹相談支援センターの設置

#### ■実績と見込み量

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	無	無	無	有

#### ■見込み量の確保策

令和8年度末までに基幹相談支援センターを町又は圏域で1箇所以上整備することを目標に、委託相談支援事業所をはじめ、関係機関と連携し基幹相談支援センター設置について協議を進めます。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	0	0	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	0	0	0	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	0	0	0	0	0	1

■見込み量の確保策

町又は圏域で基幹相談支援センターの整備を行えていませんが、中讃西部圏域の市町をはじめ、その他の関係機関と連携し、人材育成の支援等を促進します。

### (3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	10	10	12	12	12	12
事例検討参加事業者・機関数	事業者・機関数	13	13	13	13	13	13
協議会の専門部会の設置数	部会設置数	11	11	11	11	11	11
協議会の専門部会の実施回数	回/年	15	20	37	37	37	37

#### ■見込み量の確保策

新規に開設された相談支援事業所へ参画を促し、地域のサービス基盤の開発および改善を促進します。

専門部会の実施回数については、令和3年度および令和4年度は新型コロナウイルスによる影響があり予定されていた回数を実施できていませんでしたが、新型コロナウイルスが5類へ移行したことに伴い、積極的に専門部会等を実施するように努めます。

## 8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

項目	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

### (1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	1	2	2	2	2	2

#### ■見込み量の確保策

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ積極的に参加します。

## (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	9	12	5	5	5	5

### ■見込み量の確保策

審査結果を分析して、その結果を適宜、事業所や中讃西部圏域の市町と共有します。

## 第3章 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

### ■琴平町が実施する地域生活支援事業

項目	事業
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任意事業	日中一時支援事業
	訪問入浴サービス事業
	自動車運転免許取得費助成事業
	自動車改造費助成事業

## 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民や学校などで、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

#### ■実績と見込み量

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ■見込み量の確保策

さまざまな障がいや障がい者等に対する理解を促進するため、研修会の開催、イベント等での掲示、パンフレット配布等を行います。これにより、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていけるという理念（ノーマライゼーション）の普及啓発に努めます。

### (2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者等、その家族や地域住民等が協力して地域で自発的に行う活動（ボランティア活動等）を支援する事業です。

#### ■実績と見込み量

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

#### ■見込み量の確保策

各種ボランティア団体との連携のもと、数年に1回程度の頻度で実施していきます。

### (3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者、家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

#### ■実績と見込み量

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業 (一般相談)	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

#### ■見込み量の確保策

委託相談支援事業所と連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。また、県や関係機関と連携し、相談支援専門員の育成・確保に努めます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、自分で十分な判断ができない人の財産管理や福祉サービス契約などについて、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって町長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行ったり、費用負担が困難な人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う事業です。

#### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	1	1	1	1

#### ■見込み量の確保策

障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する中核機関を設置し、広報・相談・利用促進・後見人支援に努めます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体などに対し、研修や組織体制の構築、適正な活動の実施などを支援する事業です。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

### ■見込み量の確保策

琴平町社会福祉協議会が法人後見を実施しており、その支援に努めます。

## (6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者等を派遣する事業」です。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人/年	2	3	3	3	4	4
	回/年	10	24	20	20	19	19

### ■見込み量の確保策

意思疎通支援従事者の安定した確保を図るため、県や意思疎通支援従事者の育成を担う機関、ボランティア団体等と連携し、専門職の育成・登録を促進します。

## (7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神障がい者等の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しています。

### 【介護訓練支援用具】

特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子。

### 【自立生活支援用具】

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。

### 【在宅療養等支援用具】

電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。

### 【情報・意思疎通支援用具】

点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。

### 【排泄管理支援用具】

ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。

### 【住宅改修費】

小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

## ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	0	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	367	382	384	395	406	418
住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0	0

## ■見込み量の確保策

障がい者一人ひとりの状況や必要性に応じた適切な支給に努めます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者との交流の促進や広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修及びスキルアップ研修を行う事業です。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	2	0	1	1	1

### ■見込み量の確保策

研修委託機関である香川県聴覚障害者協会と連携し、円滑な事業実施に努めます。

## (9) 移動支援事業

移動支援事業は、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の5つの訪問系サービスでの移動介護の対象とならない場合について、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援する事業です。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	20	21	20	19	18	17
	時間/年	1,106	1,154	1,100	1,056	1,015	974

### ■見込み量の確保策

利用者のニーズに応じて、現行並みの提供体制の確保に努めます。

## (10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、主に就労が難しい障がい者に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。本町では、9か所の事業所に地域活動支援センターとして委託しています。

## ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所	9	9	9	9	9	9
	人/年	23	20	20	21	22	24

## ■見込み量の確保策

地域活動支援センターでの日中活動は、創作・生産活動への参加や支援者・利用者との交流等、日常的な体験を通じて、生活リズムを整え、生活の質の向上につながることを期待されるため、既存事業所でのサービスの充実を働きかけていきます。

## 任意事業

## (1) 日中一時支援事業

自宅で介護を行う家族の休息などのために、日中、障がい福祉サービス事業所などで障がい者や障がい児を一時的（日帰り）に預かり、見守りや日常的な訓練などを行います。

## ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	3	4	4	4	4	4

## ■見込み量の確保策

利用者のニーズに応じて、現行並みの提供体制の確保に努めます。

## (2) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の障がい者の居宅を訪問し、入浴車による入浴の介護を行います。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	0	1	1	1

### ■見込み量の確保策

利用者のニーズに応じて、現行並みの提供体制の確保に努めます。

## (3) その他の事業

### 【自動車運転免許取得費補助事業】

身体に障がいのある人に自立更生の促進のため、自動車の運転免許を取得した場合に補助金を交付します。

### 【自動車改造費助成事業】

就労などに伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費補助事業	人/年	0	0	0	0	0	0
自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0	0	0	0

### ■見込み量の確保策

障がい者の自立を促進するために、ニーズに応じた適切な補助、助成が行える体制の確保に努めます。

## 第4章 障がい児福祉サービスの見込みと確保策

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本町では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援を実施しています。障がい児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本町における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本町の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

### 1. 障がい児通所支援

項目	内容
児童発達支援	就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	主に小・中・高・特別支援学校に就学する障がい児に、放課後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

## ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	2	2	6	7	7	8
	人日/月	15	22	40	45	51	57
放課後等デイサービス	人/月	11	12	12	13	13	14
	人日/月	152	166	119	120	121	121
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

## ■見込み量の確保策

障がい児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

保育所等訪問支援については、町内の保育所、認定こども園、小学校に、制度の周知を図るとともに、中讃圏域の市町で連携し、児童発達支援事業所での当該事業の実施を働きかけていきます。

※「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」については、利用実績がないため見込み量をゼロとしています。必要時には適切なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

## 2. 障がい児相談支援

項目	内容
障がい児相談支援	児童の心身や生活の状況、保護者の意向などを考慮して障がい児支援利用計画を作成し、関係者との連絡調整を行いながら障がい児通所支援の利用への援助を行います。障がいの疑いのある段階から継続的な支援を行い、関係者をつなぐ中心的な役割を担っています。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

### ■実績と見込み量

(令和5年度の実績は推計値)

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人/年	14	16	15	16	16	16
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	2	2	2	2	2

### ■見込み量の確保策

障がい児相談支援については、既存の障がい児相談支援事業所が、利用者一人ひとりに対してより細やかな支援が提供できるよう、県など関係機関と連携し、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、県や関係機関と連携し、確保・育成に努めます。

## 第5章 計画の推進のために

### 1. 計画の推進体制

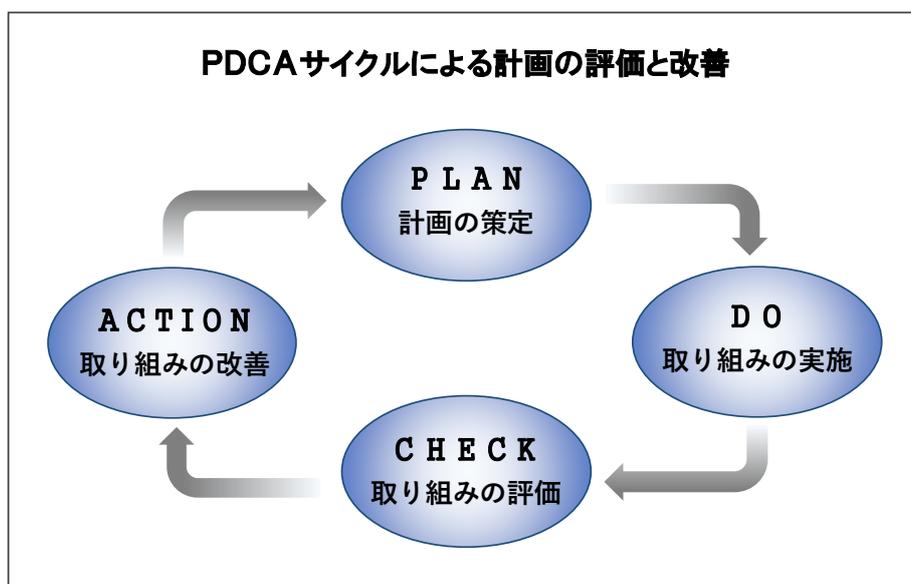
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

### 2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況および成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況および成果に関する点検・評価については担当課が関係部署と連携して行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、必要に応じて中讃西部地域自立支援協議会に意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



# 資料編

## 1. 琴平町障がい者福祉計画策定委員会設置規程

平成 26 年 9 月 17 日告示第 69 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定による障がい者福祉及び障がい児福祉に関する計画策定における必要な事項を検討するため、琴平町障がい者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の現状及び課題に関すること。
- (2) 今後の障がい者及び障がい児施策のあり方に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域等の住民代表
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程による最初の会議は、第 6 条の規定に関わらず町長が召集する。

附 則（平成 29 年 11 月 22 日告示第 69 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日告示第 18 号抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 34 号抄）

（施行日）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 8 日告示第 7 号）

この規程は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

## 2. 琴平町障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

	団体名	役職名	氏名	備考
1	琴平町議会教育厚生常任委員会	委員長	豊嶋 浩三	委員長
2	仲多度南部医師会	会長	森田 敏郎	
3	琴平町自治会連合会	会長	牧山 正三	
4	琴平町民生委員児童委員協議会	会長	藤井 孝一	
5	特定非営利活動法人 ねむ工房	所長	松原 瑞恵	
6	特定非営利活動法人 子育てネットくすくす 児童発達支援・放課後等デイサービス すまいる	管理者	深山 隆彦	
7	しょうがい者生活支援センターふらっと	センター長	富田 智子	
8	医療法人社団三愛会コミュニティケアセンター 指定相談支援事業所はなぞの	管理者	松原 美和	
9	琴平町社会福祉協議会	事務局長	近藤 武嗣	職務代理
10	部落解放同盟香川県連合会豊明支部	支部長	杉田 善典	
11	琴平町生涯教育課	課長	山下 敏信	
12	琴平町子ども・保健課	課長	西岡 敏	

(順不同・敬称略)

任期 令和5年11月30日～令和6年3月31日

### 3. 琴平町障がい者福祉計画策定の経緯

年月日		内 容
令和5年	8月29日	計画策定のための調査の実施（～9月12日まで） ・住民アンケート調査 ・事業所アンケート調査
	11月30日	第1回 琴平町障がい者福祉計画策定委員会 （1）委員委嘱 （2）諮問 （3）琴平町障がい者福祉計画について （4）スケジュールについて
令和6年	1月17日	第2回 琴平町障がい者福祉計画策定委員会 （1）琴平町障がい者福祉計画（素案）について
	2月1日～	パブリックコメントの実施（～2月22日まで）
	3月15日	第3回 琴平町障がい者福祉計画策定委員会 （1）パブリックコメントについて （2）琴平町障がい者福祉計画（案）について （3）琴平町障がい者福祉計画（案）の答申について



琴平町マスコットキャラクター  
「こんぴーくん」

---

## 琴平町障がい者福祉計画

(第5期障がい者福祉計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

発 行：琴平町  
編 集：住民福祉課

住所：〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10  
TEL：0877-75-6723 FAX：0877-75-6721

発行年月：令和6年3月

---